五所川原市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月 五所川原市



「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」 実現に向けて

介護保険制度は、21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、 介護を必要とする方を社会全体で支援する仕組みとして平成12年に創設されま した。制度創設から20年が経過し、その間、高齢化の急速な進行により高齢者 福祉や介護サービス等のニーズは年々増加し、また複雑多様化する中、本制度は、 高齢者の生活の支えとして定着、発展してまいりました。

本市の令和2年の高齢化率は35.0%で、いわゆる団塊の世代の全てが後期高齢者となる令和7年には38.1%、さらには令和22年には46.7%にまで上昇し、今後、超高齢社会が加速度的に進行していくものと予測されています。これに伴い、認知症の方や高齢者のみの世帯も大幅に増加すると見込まれ、こういった支援の必要な高齢者をどのように地域で支えていくのかが大きな課題となっています。

超高齢社会を迎え、認知症対策や在宅医療の推進、及び介護予防対策など「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、住民一人一人が共に支え合いながら、住み慣れた地域で生きがいをもって、生き生きと健やかに暮らし続けることのできる「地域共生社会」の実現に向け、包括的な支援体制を構築することを目指し、令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間とする「五所川原市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

今後さらに高齢化の進行が見込まれる中、これまでの取り組みを総括・検証しながら、高齢者の保健福祉に関するさまざまな課題の解決に向け、総合的な施策を積極的に展開し、いつまでも住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けられるよう、「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」実現に向けて鋭意取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この度の策定にあたり、多大なご協力とご意見、ご指導を賜りました 五所川原市高齢社会対策検討委員会の委員の皆様並びに関係各位には、心から感 謝申し上げます。

令和3年3月

目 次

はじめに

第1章 計画策定にあたって				
1.計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• •	1
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進・・・・・・・・・・・	٠	• 2	•	1
3.計画の基本理念・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		3
4. 法令等の根拠 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠	•	•	5
5. 日常生活圏域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 0		5
6.計画期間 ************************************	*	* 1 (•	5
7.計画策定に向けた取組及び体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠	• 0		6
8. 他制度による計画との整合調和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*	•		6
第2章 高齢者を取り巻く現状				
1.本市の概況				
(1) 位置と面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠	• •	٠	7
(2) 地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •		8
(3) 気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		800	8
2. 高齢者の状況				
(1) 人口の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	9
(2)人口及び高齢者人口の推計・・・・・・・・・・・・	•	•	•	1 4
(3) 高齢者のいる世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• :	•65 -3 •	٠	1 5
(4) 高齢者のいる世帯の住居の状況・・・・・・・・・・	•	• •	•	1 8
(5) 高齢者の就業状況・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		19
第3章 高齢者福祉事業				
1. 高齢者福祉関連施設				
(1)養護老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				2 0
(2) 五所川原市生き活きセンター・・・・・・・・・・				2 0
(3) 金木中央老人福祉センター・・・・・・・・・・・・・				2 0
(4) 老人福祉センター・・・・・・・・・・・・・・				2 1
(5) 生活支援ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				2 1
(6) 地域福祉センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	2 1

(1)高齢者除雪等支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
(2)介護用品支給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
(3) 地域における共助の基盤づくり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
(4) 災害時の高齢者等(避難行動要支援者)に対する避難支援・・・	2 3
(5) 老人クラブ活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
3. 社会福祉協議会、ボランティア・市民団体	
(1) 社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
(2) ボランティア・市民団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
4. 高齢者虐待への取り組み	
(1) 高齢者虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
(2) 関係機関等とその責務・役割・・・・・・・・・・・・・	3 1
(3)養護者による高齢者虐待への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
(4)養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応・・・・・・・	3 3
5. シルバーSOSネットワークシステム・・・・・・・・・・・	3 4
6. 高齢者の就労支援(シルバー人材センター)・・・・・・・・・・	3 5
7. 高齢者の居住安定確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
第4章 介護保険事業	
1. 地域支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業・・・・・・・・・・・・	3 7
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・	4 1
	4 1 4 7
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・	
(2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・・(3)包括的支援事業(社会保障充実分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
(2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・ (3)包括的支援事業(社会保障充実分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8
(2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・(3)包括的支援事業(社会保障充実分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9
 (2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・ (3)包括的支援事業(社会保障充実分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9
 (2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・ (3)包括的支援事業(社会保障充実分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9 6 1
 (2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・ (3)包括的支援事業(社会保障充実分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9 6 1
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・ (3) 包括的支援事業(社会保障充実分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9 6 1 6 2 6 8
 (2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9 6 1 6 2 6 8 7 0
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・ (3) 包括的支援事業(社会保障充実分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9 6 1 6 2 6 8 7 0 7 2
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・ (3) 包括的支援事業(社会保障充実分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9 6 1 6 2 6 8 7 0 7 2 7 3
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9 6 1 6 2 6 8 7 0 7 2 7 3 7 6
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 5 8 5 9 6 1 6 2 6 8 7 0 7 2 7 3 7 6

第5章 介護保険料	
1.被保険者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
2.介護保険制度の財源	
(1)介護給付費の財源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
(2) 地域支援事業費の財源・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
3. 第1号被保険者保険料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・	8 2
4. 第1号被保険者保険料の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 3
第6章 計画の進行管理	
1.目標達成状況の評価等及び公表・・・・・・・・・・・・・・・	8 4
参考資料	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果・・・・・・・・・・	8 6
在宅介護実態調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 7
五所川原市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定経過 ・1	0 3
五所川原市高齢社会対策検討委員会設置要綱 ・・・・・・・1	0 4
五所川原市高齢社会対策検討委員会委員名簿 ・・・・・・1	0 5

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

市の国勢調査での高齢化率は、平成27年で31.6%と、全国の高齢化率26.6%を上回る数値となっており、未曽有の超高齢社会が大きく加速している現状となっています。人口減少、少子高齢化という構造的な問題を背景に、認知症高齢者や高齢者単身世帯の増、介護離職や病床機能分化による介護サービス提供体制の確保、制度の垣根を越えた多様な支援ニーズへの対応など、数多くの課題を抱えている状況です。

このような諸問題に対応するため、地域で包括的に高齢者を支える体制「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。※「地域共生社会」の理念のもと、すべての市民がかかわる問題として、行政はもとより、市民一人一人の理解と協力をもってこの状況を乗り越えていく必要があります。

※「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を指します。

第6期計画以降の計画は「地域包括ケア計画」として位置付けられ、市においても、認知症施策の推進、サービスの提供体制の確保及び介護予防事業の実施など、地域包括ケアシステム構築の基礎を固めてきました。

本計画では、第7期計画で目指した目標や施策、その実績を踏まえ、地域 包括ケアシステムの構築に向けたさらなる取組みを進めていくために、地域 の課題に対するデータ分析を行い、高齢者の自立支援・重度化防止に関する 取組を具体的に定め、地域包括ケアシステム構築のプロセスにおける本計画 の位置付けを明確にする必要があります。

いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、さらには 団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、 市の高齢化の状況及びそれに伴う介護需要を踏まえ、市の実情に合わせた地 域包括ケアシステムをより深化・推進していくことが重要となります。

地域包括ケアシステムのすがた



3. 計画の基本理念・基本方針

誰もが安心して可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、「地域共生社会」の理念を基本とし、市民が、市のまちづくりの基本目標である「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」を実感できるように、本計画の基本理念及び基本方針を次に掲げます。

基本理念

誰もが

元気な高齢者も

ひとり暮らしや高齢者 のみで暮らしている人も

医療や介護が必要な人も

障がいのある人も

安心して暮らせる

住み慣れた地域で

支え合い

明るく生き生きと

安心して暮らせる

豊かな長寿社会の実現のために







基本方針

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を、令和7年度までの間に構築、現役世代が急減する令和22年度の双方を念頭に以下の施策について重点的に取り組みます。

また、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減、重度化防 止に関する取組みを強化します。

- 在宅医療・介護連携推進事業に取り組み、地域の医療・介護関係 機関の連携体制を構築します。
- 認知症高齢者とその家族の視点に立った認知症施策を推進し、地域全体で認知症高齢者を支える体制を構築します。
- 生活支援コーディネーターの活動を活性化し、介護予防・日常生 活支援総合事業における多様なサービスの創出に取り組みます。
- 健康指導・健康相談・運動機能の向上などの介護予防事業と、高齢者の社会参加や生きがいづくり事業を継続します。
- 地域の支え合いネットワークの構築など、高齢者の日常生活を支援する体制を整備します。
- 地域の生活課題に対し、分野を越えた包括的な支援体制づくりに 努め、関係機関と連携のもと地域共生社会の実現を目指します。

災害や感染症体制整備

当市では、地域並びに住民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的に、五所川原市地域防災計画を策定し、近年多発する国内各地での大雨等水害を踏まえ、計画の見直しを平成30年11月15日付で修正を行いました。

また、五所川原市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しており、 国、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の感染症から市民の 健康を守り、市民生活に及ぼす影響が最小となるよう総合的に対策を推進 する事項や、市が実施する措置等を定めています。

介護保険事業所においても、感染症対策マニュアルを作成して危機管理体制を徹底し、利用者が安心してサービスを受けられるよう努めています。

4. 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する市町村介護保険事業計画を合わせて策定するもので、介護保険法施行後、第8期目の計画となります。

5. 日常生活圏域の設定

市では、これまでの計画において、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けけていくことができるように、人口や交通事情、地理的条件、地域特性を勘案した日常生活圏域を設定し、圏域ごとにサービス基盤を整備し、必要なサービス供給量を確保するよう努めてきました。

本計画においても、これまでの計画で設定されてきた次の3圏域を踏襲し、 引き続き圏域ごとにサービス基盤の充実を図っていきます。

圏域の呼称	圏域に含まれる区域
五所川原圏域	合併前の五所川原市全域
金木圏域	合併前の金木町全域
市浦圏域	合併前の市浦村全域



【資料:地域包括ケア見える化システム】

6. 計画期間

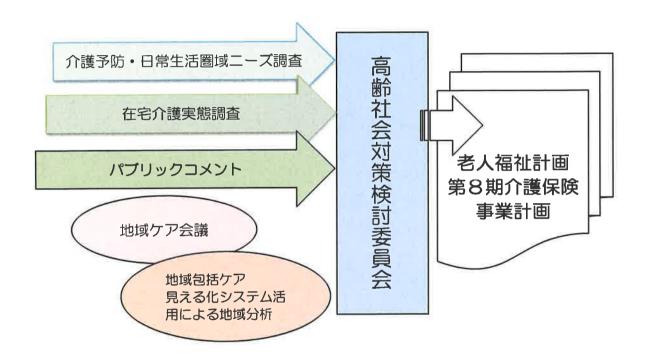
本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

計画期間内において定期的に施策の達成状況の評価を行い、令和7年までの計画期間を通じて、段階的な地域包括ケアシステムの構築を着実に進め、さらには、令和22年を見据えて計画の見直しを行います。



7. 計画策定に向けた取組及び体制

令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、令和2年度に実施した「在宅介護実態調査」及び「地域ケア会議」等の分析結果等を本計画に反映させています。また、保健医療関係者、福祉関係者、市議会の代表者、各市民団体の代表者など20名からなる「五所川原市高齢社会対策検討委員会」を開催し、計画の内容について検討を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民からご意見をいただき、それを計画に反映させています。



8. 他制度による計画との整合調和

本計画は、次に掲げる計画との整合調和を図り策定します。

- ◇ 五所川原市総合計画
- ◇ 五所川原市総合計画後期基本計画
- ◇ 五所川原市地域福祉計画
- ◇ 五所川原市健康増進計画「第2次健康ごしょがわら21」
- ◇ 五所川原市障害福祉計画
- ◇ 青森県地域医療構想

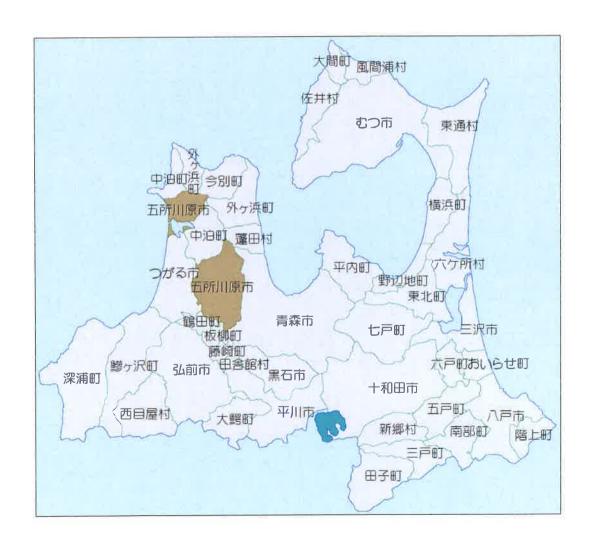
第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 本市の概況

(1)位置と面積

本市は、平成17年3月、五所川原市・金木町・市浦村の3市町村が新 設合併して誕生しました。

津軽半島のほぼ中央部に位置する五所川原・金木地域と津軽半島の北西部にあって日本海に面する市浦地域からなり、総面積は404.20kmで県内40市町村の中では6番目の広さです。



(2) 地勢

本市は、日本三大美林のひとつ「青森ヒバ」の産地として知られる中山山脈、桜の名所として有名な芦野池沼群県立自然公園、日本有数のヤマトシジミの産地である十三湖を擁し、豊かな自然と物産に恵まれています。

五所川原・金木地域は、津軽半島中央を縦貫する中山山脈から岩木川に至るまで、東から概ね山地、丘陵地、平地の順に続き、地域の西半分は、津軽平野に属し、居住、農耕に適した平坦地が、広い範囲で形成されています。

一方、市浦地域は、東に位置する中山山脈から続く山林や丘陵地が、十 三湖、日本海に間近に迫り、平坦地が少なく、起伏に富んだ地勢となって います。

(3) 気候

本市の気候は、対馬海流や北西季節風などの影響を受ける典型的な日本海型気候です。夏は比較的温暖ですが、最高気温が35度を超えることもあります。冬は平均気温がマイナスとなり、強い北西季節風と降雪による地吹雪が特徴となっています。年間の平均気温は10℃前後、年間降水量は1,300mm程度となっています。

2. 高齢者の状況

(1)人口の構造

人口は、各圏域共に緩やかに減少している一方で、高齢者数は増加傾向 にあり、高齢化率は上昇の一途をたどっています。

〇 市全体

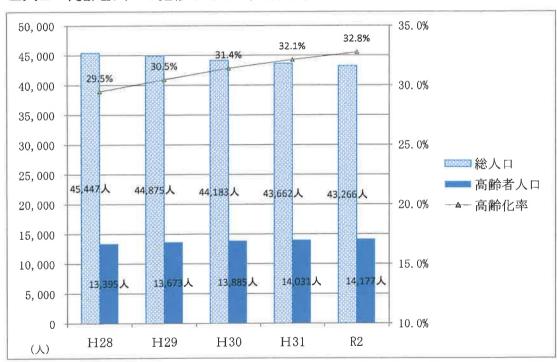
4里中 し					()	≦位:人、%)
区	分	H28	H29	H30	H31	R2
総人口	А	56, 719	55, 877	54, 877	54, 041	53, 346
40~64歳人口	В	20, 238	19, 775	19, 325	18, 965	18, 687
比 率	B/A	35. 7	35. 4	35. 2	35. 1	35.0
65~69歳人口		4, 894	4, 810	4, 896	4, 760	4, 545
70~74歳人口		3, 467	3, 597	3, 629	3, 875	4, 274
前期高齢者人口	С	8, 361	8, 407	8, 525	8, 635	8, 819
比 率	C/A	14. 7	15.0	15. 5	16.0	16. 5
75~79歳人口		3, 573	3, 593	3, 478	3, 497	3, 313
80~84歳人口		3, 130	3, 211	3, 248	3, 098	3, 045
85歳以上人口		2, 797	2, 983	3, 199	3, 340	3, 518
後期高齢者人口	D	9, 500	9, 787	9, 925	9, 935	9, 876
比 率	D/A	16. 7	17. 5	18.1	18.4	18.5
高齢者人口	E	17, 861	18, 194	18, 450	18, 570	18, 695
比 率	E/A	31. 5	32. 6	33. 6	34.4	35. 0

■人口・高齢者人口の推移 グラフ(市全体)



① 五所川原圏域				(单	≦位:人、%)
区分	H28	H29	H30	H31	R2
総人口 A	45, 447	44, 875	44, 183	43, 662	43, 266
40~64歳人口 B	16, 336	16, 024	15, 757	15, 530	15, 343
比 率 B/A	35. 9	35. 7	35. 7	35. 6	35. 5
65~69歳人口	3, 780	3, 688	3, 736	3, 637	3, 488
70~74歳人口	2, 656	2, 792	2, 824	3, 028	3, 336
前期高齢者人口 C	6, 436	6, 480	6, 560	6, 665	6, 824
比 率 C/A	14. 2	14. 4	14.8	15. 3	15.8
75~79歳人口	2, 659	2, 677	2, 617	2, 641	2, 533
80~84歳人口	2, 291	2, 367	2, 397	2, 316	2, 271
85歳以上人口	2,009	2, 149	2, 311	2, 409	2, 549
後期高齢者人口 D	6, 959	7, 193	7, 325	7, 366	7, 353
比 率 D/A	15. 3	16.0	16. 6	16. 9	17. 0
高齢者人口 E	13, 395	13, 673	13, 885	14, 031	14, 177
比 率 E/A	29. 5	30. 5	31.4	32. 1	32. 8

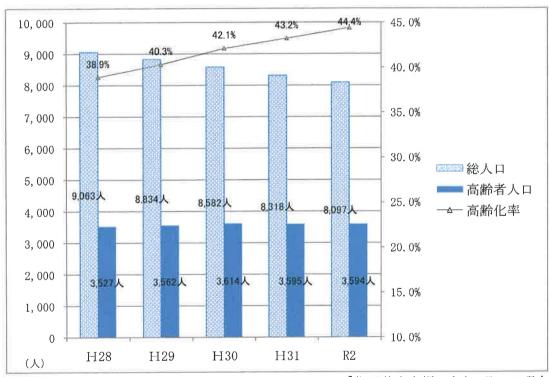
■人口・高齢者人口の推移 グラフ(五所川原圏域)



② 金木圏域

② 金木圏域					(单	≦位:人、%)
区	分	H28	H29	H30	H31	R2
総人口	А	9,063	8, 834	8, 582	8, 318	8, 097
40~64歳人口	В	3, 127	3, 017	2, 861	2, 754	2, 679
比 率	B/A	34. 5	34. 2	33. 3	33. 1	33. 1
65~69歳人口		887	872	919	895	850
70~74歳人口		642	654	644	684	751
前期高齢者人口	С	1, 529	1, 526	1, 563	1, 579	1,601
比 率	C/A	16. 9	17. 3	18. 2	19.0	19.8
75~79歳人口		743	728	692	681	620
80~84歳人口		635	656	655	612	622
8 5 歳以上人口		620	652	704	723	751
後期高齢者人口	D	1, 998	2, 036	2, 051	2,016	1, 993
比 率	D/A	22. 0	23. 0	23. 9	24. 2	24. 6
高齢者人口	Е	3, 527	3, 562	3, 614	3, 595	3, 594
比 率	E/A	38. 9	40. 3	42. 1	43. 2	44. 4

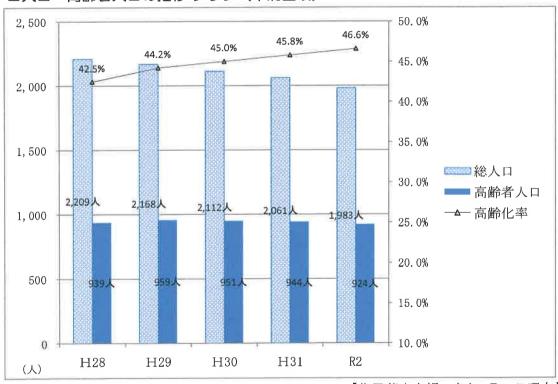
■人口・高齢者人口の推移 グラフ(金木圏域)



③ 市浦圏域

③ 市浦圏域					(単	位:人、%)
×	分	H28	H29	H30	H31	R2
総人口	A	2, 209	2, 168	2, 112	2, 061	1, 983
40~64歳人口	В	775	734	707	681	665
比 辛	B/A	35. 1	33. 9	33. 5	33. 0	33. 5
65~69歳人口		227	250	241	228	207
70~74歳人口		169	151	161	163	187
前期高齢者人口	С	396	401	402	391	394
比 幸	C/A	17. 9	18. 5	19.0	19. 0	19. 9
75~79歳人口		171	188	169	175	160
80~84歳人口		204	188	196	170	152
85歳以上人口		168	182	184	208	218
後期高齢者人口	D	543	558	549	553	530
比 幸	M D/A	24. 6	25. 7	26. 0	26.8	26. 7
高齢者人口	E	939	959	951	944	924
比 幸	E/A	42. 5	44. 2	45. 0	45.8	46.6

■人口・高齢者人口の推移 グラフ(市浦圏域)



〇 年齢階層ごとの人口(市全体)

男女 計 250 970 1,220 749 1,549 2,298	齢階層
740 1 540 9 909	歳以上
749 1,549 2,298	-89歳
1, 114 1, 931 3, 045	-84歳
1,303 2,010 3,313	-79歳
1,943 2,331 4,274	-74歳
2, 142 2, 403 4, 545	-69歳
1, 935 2, 266 4, 201	-64歳
1, 980 2, 098 4, 078	-59歳
1,713 1,974 3,687	-54歳
1,701 1,894 3,595	-49歳
1,572 1,554 3,126	-44歳
1, 346 1, 328 2, 674	-39歳
1, 112 1, 078 2, 190	-34歳
955 900 1,855	-29歳
979 933 1, 912	-24歳
1, 176 1, 156 2, 332	-19歳
955 921 1,876	-14歳
867 840 1,707	9歳
	4歳
709 709 1,418	-7/1/4

【住民基本台帳:令和2年9月30日現在】

(2) 人口及び高齢者人口の推計

市の人口は、令和22年まで年々減少し続け、令和7年には総人口は約5万人、令和22年には総人口4万人を割り込むと予想されます。一方、高齢化率は本計画最終年である令和5年には36.8%に達すると予想されます。

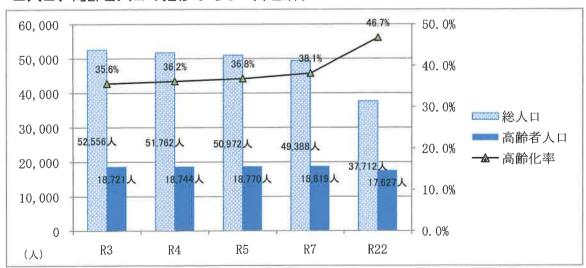
高齢者の中でも75歳以上が増加し続けています。高齢化率が上昇の一途をた どる一方で、40歳未満人口や第2号被保険者数の減少は顕著となっています。

〇市全体			(単位:人、	(%)

年 齢	R3	R4	R5	R7	R22
40歳未満	15, 512	15, 060	14, 609	13, 705	8, 740
40-64歳	18, 323	17, 958	17, 593	16, 864	11, 345
65-69歳	4, 461	4, 376	4, 292	4, 123	3, 352
70-74歳	4, 260	4, 246	4, 232	4, 204	3, 297
75-79歳	3, 425	3, 536	3, 648	3, 871	3, 368
80-84歳	2, 994	2, 943	2, 891	2, 789	3, 027
85-89歳	2, 284	2, 270	2, 256	2, 228	2, 484
90歳以上	1, 297	1, 373	1, 451	1,604	2, 099
推計総人口	52, 556	51, 762	50, 972	49, 388	37, 712
65歳以上人口	18, 721	18, 744	18, 770	18, 819	17, 627
75歳以上人口	10,000	10, 122	10, 246	10, 492	10, 978
高齢化率	35. 6	36. 2	36. 8	38. 1	46. 7

【各年9月30日現在】

■人口、高齢者人口の推移 グラフ(市全体)



※ 各年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査の結果を基にコーホート要因法により算出した「日本の地域別将来推計人口」における増減率と住民基本台帳人口を勘案して推計しました。

(3) 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査における一般世帯数は、総人口の減少傾向とは異なり、顕著な 減少や増加の傾向は見られません。人口が減少傾向にあるにもかかわらず 世帯数に顕著な変化が見られないということは、1世帯当たりの構成員数 が減少傾向にあることを意味し、これは、本市においても、核家族化が進 行しつつあることをうかがわせる結果と言えます。

中でも、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯の比率は、大幅に増加してい ます。高齢者が孤立せず、社会との接点を持ち続けられるよう今後の支援 が重要となります。

	\pm	_	1
\cup	П	垂	伻

〇 市全体 (単位:世帯、%)					
X	分	H17	H22	H27	
一般世帯総	数 A	22, 016	21, 204	21,054	
うち高齢者	のいる世帯 B	10, 281	10,671	11, 307	
	比 率 B/A	46. 7	50.3	53. 7	
	(青森県)	42.8	45. 7	49. 7	
	(全国)	35. 1	37. 3	40.7	
Bのうち高値	命者単独世帯 C	2, 197	2, 456	2, 912	
	比 率 C/B	21.4	23. 0	25. 8	
	(青森県)	19. 1	21. 1	24. 3	
	(全国)	22. 4	24. 8	27.3	
Bのうち高齢	命者夫婦世帯 D	1, 706	1,884	2, 123	
	比 宰 D/B	16.6	17. 7	18.8	
	(青森県)	16. 1	17. 3	18. 7	
	(全国)	20.8	22. 4	24. 2	

■高齢者のいる世帯の状況 グラフ(市全体)



※一般世帯…総世帯数から施設等世帯数を除いた世帯

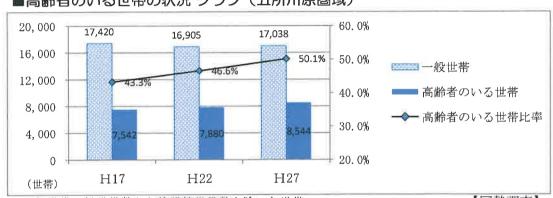
【国勢調査】

① 五所川原圏域

	(単位	:	世帯、	%)
)	2		ПΟ.	7

区分	H17	H22	H27
一般世帯総数 A	17, 420	16, 905	17, 038
うち高齢者のいる世帯 B	7, 542	7, 880	8, 544
比 率 B/A	43. 3	46.6	50. 1
Bのうち高齢者単独世帯 C	1, 593	1, 795	2, 207
比 率 C/B	21. 1	22.8	25.8
Bのうち高齢者夫婦世帯 D	1, 221	1, 349	1, 562
比 率 D/B	16. 2	17. 1	18. 3

■高齢者のいる世帯の状況 グラフ(五所川原圏域)



※一般世帯…総世帯数から施設等世帯数を除いた世帯

【国勢調査】

2	金木圏域	(単位	: 世帯、	%)

		- Andrews	
区分	H17	H22	H27
一般世帯総数 A	3, 644	3, 436	3, 199
うち高齢者のいる世帯 B	2, 130	2, 204	2, 178
比 率 B/A	58. 5	64. 1	68.1
Bのうち高齢者単独世帯 C	466	523	547
比 率 C/B	21. 9	23. 7	25. 1
Bのうち高齢者夫婦世帯 D	373	417	439
比 率 D/B	17. 5	18. 9	20. 2

■高齢者のいる世帯の状況 グラフ(金木圏域)



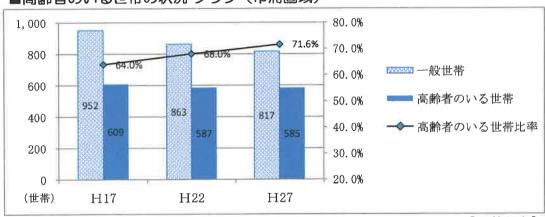
※一般世帯…総世帯数から施設等世帯数を除いた世帯

【国勢調査】

③ 市浦圏域

③ 市浦圏域 (単位:世帯、%)					
区分	H17	H22	H27		
一般世帯総数 A	952	863	817		
うち高齢者のいる世帯 B	609	587	585		
比 率 B/A	64. 0	68. 0	71.6		
Bのうち高齢者単独世帯 C	138	138	158		
比 率 C/B	22. 7	23.5	27.0		
Bのうち高齢者夫婦世帯 D	112	118	122		
比 率 D/B	18. 4	20. 1	20. 9		

■高齢者のいる世帯の状況 グラフ(市浦圏域)



※一般世帯…総世帯数から施設等世帯数を除いた世帯

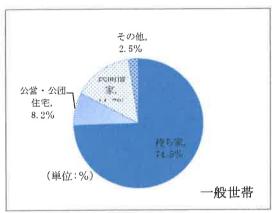
【国勢調査】

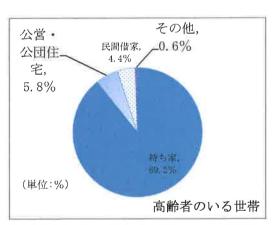
(4) 高齢者のいる世帯の住居の状況

高齢者のいる世帯の持ち家率は89.2%で、かなり高い値を示しているものの、高齢者単独世帯の持ち家率を見ますと、高齢者のいる世帯の持ち家率より14.3ポイントも低い74.9%で、ひとり暮らしの高齢者の4人に1人が公営住宅や民間の賃貸住宅等に住んでいるという結果になっています。

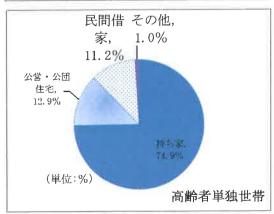
■高齢者のいるt	世帯の住居の状況	(市全体)
国をロークングラン		いドエ州ノ

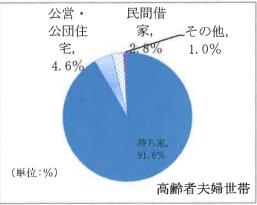
■局節者のいる世帝の住居の状況(中王神)						:世帯、%)
区 分 持5家		公営・公団 住宅	民間借家	その他	計	
一般世	帯	15, 695	1, 736	3, 095	528	21, 054
	構成比	74. 5	8. 2	14. 7	2. 5	100. 0
高齢者	のいる世帯	10, 088	654	496	69	11, 307
	構成比	89. 2	5.8	4. 4	0.6	100.0
高齢者	単独世帯	2, 180	377	326	29	2, 912
	構成比	74. 9	12. 9	11. 2	1. 0	100.0
高齢者	夫婦世帯	1, 945	97	60	21	2, 123
	構成比	91.6	4. 6	2. 8	1. 0	100.0





134 (d.) 111 ttt 0//





※一般世帯…総世帯数から施設等世帯数を除いた世帯

【平成27年国勢調査】

(5) 高齢者の就業状況

高齢者の就業者のうち、約4割が当市の基幹産業である農林漁業に従事しています。また、全体の農林漁業就業者に占める割合でも、高齢者の就就業者数が45%近くを占めており、農林漁業就業者の高齢化が相当進行していることがわかります。その他の産業では、建設業や卸売業、小売業に従事してる割合が比較的高くなっています。

■高齢者の就業状況(市全体)

4 - 4 - 1 - 4		1/4	
(単位	1.7	33 E 33	O/ \
(= 11/	· ·	Λ.	701

		全就	業者	うち	35歳以上の	就業者
	産業分類	人数	割合	人数	全就業者数 に占める65 歳以上の就 業者の割合	65歳以上の 就業者に占め る割合
	総数	26, 206	100.0	3, 982	15. 2	100.0
第 -	農業	3, 442	13. 1	1, 589	46. 2	40.0
1	林 業	77	0.3	13	16. 9	0.3
次	漁業	185	1.0	59	31.9	1.5
第 -	鉱業、採石業、砂利採取業	11	0.1	1	9. 1	0.0
2	建設業	2, 843	10.9	391	13.8	9.8
次	製 造 業	2, 303	9.0	113	4.9	2.8
	電気・ガス熱供給・水道業	108	0.4	1	0.9	0.0
	情 報 通 信 業	102	0.4	4	3. 9	0.1
	運輸業・郵便業	838	3. 2	90	10. 7	2. 3
	卸売業、小売業	4, 098	16.0	494	12. 1	12.4
	金融業、保険業	427	1.6	25	5. 9	0.6
	不動産業、物品賃貸業	258	1.0	66	25. 6	1.7
第一	学術研究、専門・技術サービス業	376	1. 4	45	12.0	1.1
3	宿泊業、飲食サービス業	1, 266	5.0	178	14. 1	4.4
次	生活関連サービス業、娯楽業	1,051	4.0	205	19. 5	5. 2
	教育・学習支援業	1, 255	5.0	62	4.9	1.6
	医療、福祉	3, 840	15.0	209	5.4	5. 2
	複合サービス業	354	1.4	9	2. 5	0.2
	サービス業	1, 466	6.0	210	14. 3	5. 3
	公務	1,073	4. 1	48	4. 5	1.2
	分 類 不 能	833	1. 1	170	20. 4	4.3

【平成27年国勢調査】

第3章 高齢者福祉事業

1. 高齢者福祉関連施設

- ○(1)~(4) 老人福祉法に基づき設置する老人福祉の向上を図るための施設です。
- ○(5)~(6) 地方自治法に基づき設置する福祉の向上を図るための施設です。

(1) 養護老人ホーム

心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者のための老人福祉施設です。

施 設 名	定員	所 在 地	開設年月
五所川原市 養護老人ホーム くるみ園	50名	字幾世森165-1	H3.6

(2) 五所川原市生き活きセンター

市民の健康増進とコミュニティ活動の推進などを目的とした施設です。 館内には会議室や多目的ホールのほかに温泉入浴施設があり、60歳以上 の市民に限り、この温泉入浴施設を利用できます。

使用料は、週1回まで無料で、2回目以降は有料となります。

施設名	所 在 地	開設年月
五所川原市生き活きセンター	字幾世森218-6	H19.4

(3) 金木中央老人福祉センター

高齢者の健康増進と生きがいづくりなどを目的とした施設です。館内には会議室や休憩室のほかに温泉入浴施設があり、どなたでもこの温泉入浴施設を利用できます。

使用料は、60歳以上の市民が週1回の利用に限り無料で、それ以外の 場合は有料となります。

施 設 名	所 在 地	開設年月
金木中央老人福祉センター	金木町川倉七夕野426-11	S 55.4

(4) 老人福祉センター

高齢者福祉の増進を目的とした施設です。

施 設 名	所 在 地	開設年月
金木老人福祉センター	金木町芦野336-1	S 60. 1
喜良市老人福祉センター	金木町喜良市坂本476	S 57. 3
嘉瀬老人福祉センター	金木町嘉瀬端山崎35-40	S 58. 3
市浦老人生きがいセンター	脇元赤川113-1	S 57. 9

(5) 生活支援ハウス

独立して生活することに不安のある高齢者が利用できる居住施設で、 居住機能のほかに介護支援機能、交流機能があります。

施 設 名	定員	所 在 地	開設年月
五所川原市 金木生活支援ハウス	12名	金木町川倉七夕野426-11	H12. 4
五所川原市 市浦生活支援ハウス	20名	相内321	H4.4

(6) 地域福祉センター

高齢者、障がいのある人及び児童等に対し福祉サービスを提供するとと もに、地域福祉の増進を図るための事業を行う施設です。

施 設 名	所 在 地	開設年月
五所川原市地域福祉センター	字幾世森24-38	H5. 4



2. 高齢者支援事業、生きがいづくり事業

(1) 高齢者除雪等支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者等(市民税非課税世帯)を対象に、シルバー人材センターをはじめとする協力団体等に門口除雪や雪囲いの設置・解体等の業務を委託し、市が費用の2分の1を負担する方法で支援を行っています。

■3年間の実績 ※R2は見込み

区分	H30	H31	R2
延利用者数 (人)	2, 120	690	2, 285
費用総額 (千円)	2, 544	828	2, 472
うち利用者負担額 (千円)	1, 272	414	1, 236

【市地域包括支援センター調べ】

(2)介護用品支給事業

重度の要介護高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対して、 介護用品(紙おむつ、尿取パット、使い捨て手袋、清拭剤等)を令和2年 度からは、年額3万6千円を上限として支給しています。多くの利用者の 経済的な支援となっていることから、今後も事業を継続していきます。

■3年間の実績 ※R2は見込み

区	分	Н30	H31	R2	
支給者数 ()	()	82	76	70	
支給額 (千円])	3, 867	3, 651	2, 520	

【市地域包括支援センター調べ】

(3) 地域における共助の基盤づくり事業(前ほのぼのコミュニティ21推進事業)

ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立しないよう、交流協力員が、ひとり 暮らし高齢者宅を定期的に訪問し、安否確認や状況把握を行っています。

また、交流協力員や民生委員などによる研修等を開催し、情報交換や事例研究にも努めています。

※ 市社会福祉協議会に委託

本事業は国の補助事業であるため、今後は国の動向を見守りながら、事業を進めていきます。

■3年間の実績 ※R2は見込み

区分	H30	H31	R2
活動支援者数(人)	53	52	53
市委託料 (千円)	854	854	854

【市福祉政策課調べ】

(4) 災害時の高齢者等(避難行動要支援者)に対する避難支援

災害時、避難に支援を必要とする人(高齢者世帯、認知症高齢者、寝たきり高齢者、障がいのある人など)に対し、的確な支援が実施できるように「避難行動要支援者名簿」の作成や、支援体制の整備を行っています。

また、高齢者や障がいのある人など、特別な配慮が必要な人が安心して 避難生活を送ることができるよう、これらの人を受け入れる二次的避難所 として、市内の特別養護老人ホームやデイサービスセンター、認定こども 園等を「福祉避難所」に指定しています。

自主防災組織や民生委員の協力を得ながら、平常時から見守り活動など 地域ぐるみで高齢者を支援する体制の整備を図っていきます。

(令和2年10月時点)

同意避難行動要支援者名簿登録者数	1,450人
福祉避難所数	84施設

【市福祉政策課調べ】

(5) 者人クラブ活動への支援

老人クラブは、地域の高齢者が自主的に組織、運営している団体で、高齢者の社会参加を促し、健康で生きがいの持てる生活を実現するために重要な役割を担っています。

市では、老人クラブ活動の拡大と活性化を促すことを目的に、単位老人クラブと市老人クラブ連合会に対し、活動費補助金を交付しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、老人クラブへの参加等地域活動への参加率は低い傾向にあり、高齢者の増加に反して、老人クラブ数と会員数は減少の一途をたどっています。

老人クラブは、高齢者の社会参加と生きがいづくりに重要な役割を果た していることから、今後も、老人クラブの組織基盤を強化するための支援 を行っていきます。

■クラブ数・会員数・活動内容

	区 分	H30	H31	R2
-	五所川原圏域	79	58	56
クラブ	金 木 圏 域	33	35	35
ブ数	市浦圏域	7	7	5
奴	計	119	100	96
숲	五所川原圏域	2, 221	1, 698	1, 661
会員数	金 木 圏 域	820	931	862
<u>入</u>	市 浦 圏 域	141	130	94
	計	3, 182	2, 759	2, 617
老	社会参加活動	・ 若い世代との交流 ・ 文化・伝統芸能の伝承活動 ・ 会報等の発行による広報活動		
	社会奉仕活動	・ 環境美化活動 ・ 福祉施設慰問		
人クラブの主な活	教養文化活動	・趣味講座・講演会の開催・各種研修会の開催		
な活動	スポーツ・レクリ エーション活動	・芸能大会、スポーツ大会等の開催		
	健康增進活動	・健康教室・講習会の開催・介護予防活動の展開		

【市地域包括支援センター調べ】

3. 社会福祉協議会、ボランティア・市民団体

(1) 社会福祉協議会

五所川原市社会福祉協議会(以下「市社会福祉協議会」という。)は、昭和26年に制定された「社会福祉事業法」に基づき設置された、営利を目的としない民間組織で、住民、関係機関、関係団体、企業等の参加・協力のもと「福祉のまちづくり」の実現を目指し様々な活動を行っています。

しかし、公益性が高い事業・活動が中心であるだけに、その財政基盤は 決して強固であるとは言えず、会費収入や事業収入などの自主財源だけで は、安定した運営が困難なため、市では、市社会福祉協議会の法人運営事 業に対して補助金を交付し、その運営を支援しています。

■ 市社会福祉協議会の主な活動・事業(高齢者福祉関係)

事 業 名	事 業 内 容
地域見守り支えあい事業 ①地域における共助の基盤づく り事業 ②見守り活動推進事業 ③町内会等助成事業	共助意識が希薄になりがちな地域社会の 再構築と福祉力向上を目的に、地域における連帯感や地域住民によるひとり暮らし高 齢者等への見守り活動を推進しています。 町内会や関係機関との連携を強化し、町 内会への活動費助成を含め、サロンの開設 や除排雪支援、地域交流など、より安心で きる地域づくりを進めます。
ひとり暮らし高齢者の集い	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象 に、各地区社協が主体となり、介護予防教 室やお花見などの交流会を開催。社会参加 の促進・地域交流を図ります。
ケア付き立佞武多	在宅高齢者や障がいのある人が「五所川 原立佞武多」を楽しめるよう、ボランティ アが結集し、祭り参加への支援を行いま す。
なんでも相談所の開設	市社協事務局および金木支所、市浦支所 になんでも相談所を開設。様々な相談に応 じるほか、電話での相談を24時間体制で受 け付けています。
福祉安心電話サービス事業	ひとり暮らしや高齢者世帯、障がいなど で生活に不安を感じている人を対象に、24 時間連絡できる通報装置を自宅に取り付 け、緊急時には近隣住民が支援します。

■ 市社会福祉協議会の主な活動・事業(高齢者福祉関係) 前項からの続き

事業名	事 業 内 容
福祉教育 ①ふくし出前講座 ②福祉体験学習	町内会や各種団体からの依頼や希望に応 じ、講座開催の支援・調整や職員の派遣、 講師の斡旋等を行い、福祉情報の提供や福 祉意識高揚を推進します。
福祉用具貸与事業	福祉用具の購入または諸制度利用が困難 な在宅の高齢者に対し、車椅子・介護用 ベッドなどを貸与し、在宅生活を支援し、 介護者の負担軽減を図ります。
資金貸付事業 ①生活福祉資金 ②たすけあい資金	低所得、高齢・障がいのある人などの 世帯の自立安定を目的として、各種資金の 貸付と相談支援を行い、対象者の自立、社 会参加の促進を図ります。
福祉移送サービス事業 (ケア移送)	外出が著しく困難な高齢者・障がいのある人を、家族等の付添いの下、ショッピングセンターや医療機関等に移送するサービスです。
歳末たすけあい事業 ①地域歳末たすけあい事業 ②デリバリーヘアカット事業	各地区社協等が、地域の各地区の特色を 活かした年末年始のたすけあい事業を行い ます。 また、要介護者が、気持ち良く新年が迎 えられるよう、年末に理髪の出張サービス を展開しています。
権利擁護センターごしょがわら ※ 運営委員会設置 ①財産あんしんサポート事業 ②日常生活自立支援事業 ③成年後見事業	判断能力の低下や家族環境によって、生活に不自由が認められる高齢者や障がいのある人に対し、福祉サービスの適切な利用、諸手続きの代行・代理および財産保全による要支援者保護を行います。 また、必要に応じ、法律的に保護する成年後見制度の円滑な活用や成年後見人等の法人としての受任や支援調整など、必要に応じたサポートを行います。

【市社会福祉協議会調べ】





(2) ボランティア・市民団体

ボランティア・市民団体は、そのほとんどが、市民が自発的、主体的に運営されているもので、その活動は、地域福祉の向上に資する様々な分野に及んでいます。

市社会福祉協議会は、五所川原市ボランティア・市民活動センターの運営をするとともに、ボランティア活動の更なる充実と拡大を目指し、ボランティア団体の把握、市民のボランティア意識を育て、需給コーディネートや活動保険手続きを行うなど、ボランティア団体相互の連携、協力、情報交換などを行う五所川原市ボランティア連絡協議会の事務局を担当しています。

市は、これらのボランティア団体が地域包括ケアシステムにおける担い手となれるよう、その活動と連携体制の構築を推進していきます。

① 五所川原市ボランティア連絡協議会構成団体

※ 事務局は市社会福祉協議会内に設置

(令和2年4月時点)

No.	団体名	代表者氏名	会員数	活動内容
1	NPO法人ごしょがわら恵鈴会	芦田ふみゑ	58	地域福祉の増進を図る活動
2	NPO法人子どもネットワーク・ すてっぷ	奈 良 陽 子	60	ステップ子ども教室・す てっぷ広場
3	チョボラの会	佐 藤 治	6	ボランティア活動全般
4	五所川原手話サークルひまわり	山 田 博 子	13	聴覚障がい者との交流・啓 蒙活動
5	NPO法人ほほえみの会	藤林百合子	14	精神障がい者の支援、傾聴 サロン
6	ちゃぺの会	黒 滝 久 志	3	地域活性化活動
7	楽しく生きがい作り いきいき プラザ	葛 西 待 江	40	転倒防止教室
8	PAPAHUG(パパハグ)	加藤雄一	2	子育てサークル、奉仕活動 全般
9	日本車椅子レクダンス協会五所 川原支部	釜 萢 節 子	16	車イスを活用したレク リェーションダンス教室等
10	お昼を食べる会	釜 萢 節 子	10	居場所づくり

【市社会福祉協議会調べ】

(令和2年6月時点)

② 五所川原圏域ボランティア・市民団体

No.	団体名	代表者氏名	会員数	活動内容
1	青い森のほほえみプロデュース 推進協議会西北支部	櫛引明美	37	講習会実施
2	浅井獅子踊保存会	白 戸 宏 一	20	津軽の伝統芸能の継承
3	岩崎チーム	岩崎栄美	5	一般奉仕活動
4	お昼を食べる会	釜 萢 節 子	10	居場所づくり
5	日本車椅子レクダンス協会 五所川原支部	釜 萢 節 子	16	車イスを活用したレクダン ス教室等
6	キャラバンメイト五所川原	阿部寿美子	8	認知症の基礎知識と対応等
7	公益社団法人五所川原青年 会議所	田中宏明	40	市民参加型事業の展開
8	五所川原おもちゃ病院	平山博文	8	おもちゃの修理と奉仕活動 全般
9	五所川原子どもの森読書会	岩崎繁芳	100	地域の子供と早朝朗読活動
10	五所川原市食生活改善推進 委員会	齋 藤 良 子	106	食生活改善のための活動
11	五所川原手話サークルひま わり	山 田 博 子	13	聴覚障がい者との交流・啓 蒙活動
12	五所川原甚句保存会	島村健二	15	イベント・施設訪問等の活 動
13	五所川原地区BBS会	神 康 人	11	ともだち活動・非行防止活 動
14	五所川原地区更生保護女性 会	櫛引ユキ子	130	犯罪や非行を防止し、誰も が安心して暮らせる地域社 会のための活動
15	五所川原点訳・朗読奉仕会	山内美代子	11	点訳朗読説明・障がい者福 祉活動
16	五所川原病院ボランティア の会	飛鳥順一	12	病院内での案内・介助
17	五所川原ローターアクトク ラブ	伝 法 谷 拓	9	ボランティア活動全般
18	五所川原市連合婦人会	外崎れい子		各種事業への協力
19	楽しく生きがい作り いき いきプラザ	葛 西 待 江	40	転倒防止教室
20	PAPAHUG(パバハグ)	加藤雄一	2	子育てサークル、奉仕活動 全般
21	ちゃぺの会	黒 滝 久 志	3	地域活性化活動
22	チョボラの会	佐 藤 治	6	ボランティア活動全般
23	津軽鉄道サポーターズクラ ブ	高瀬英人	20	津軽鉄道の存続・発展を通 して地域活性化を図る

前項からの続き

No.	団体名	代表者氏名	会員数	活動内容
24	にこにこゴニンカン倶楽部	小山内まつ江	36	ゴニンカンの普及
25	花を愛する会	小関光雄	16	花壇の整備や除草等
26	松島みんなの家	新岡みよ志	20	地域交流の居場所活動
27	南小見守り隊	蝦 名 健	15	登下校の見守り等
28	むがしっこ語る会「ゆきん 子」	春藤篤子	20	地域の昔話継承活動
29	五所川原市女性スポーツの 会	尊馬ユキエ	16	舞踊ボランティア
30	若葉婦人部	三上安子	15	学校へのボランティア活動
31	NPO法人 ごしょがわら恵鈴 会	芦田ふみゑ	58	地域福祉の増進を図る活動
32	NPO法人 ほほえみの会	藤林百合子	14	精神障がい者の支援、傾聴 サロン
33	NPO法人 子どもネットワー ク・すてっぷ	奈 良 陽 子	60	ステップ子ども教室・す てっぷ広場
34	tovo(トヴォ)	小山田和正		震災遺児支援
35	朝日商事株式会社	大 西 智 子	11	ボランティア全般
36	西北五地域女性の会 フリーミストクラブ	櫛引ユキ子	11	環境美化活動
37	五所川原健康レクダンス	蝦名 冨美子	22	レクダンスによる健康増進
38	五所川原商工会議所女性会	半田トモ子	59	女性の経営意識向上、地域 商工業の振興
39	社会福祉法人白生会	三橋あや子		ボランティア全般
40	五所川原商工会議所青年 部	小嶋英嗣	104	ボランティア全般

【市社会福祉協議会調べ】



③ 金木圏域ボランティア・市民団体

(令和2年6月時点)

No.	団体名	代表者氏名	会員数	活動内容
1	金木町童謡を歌う会	木津谷絹江	50	地域づくり・健康づくり・ 施設慰問
2	桜の会	逢 坂 昭 子	15	施設慰問
3	扇謡会	荒井春美	10	チャリティーショー・施設 慰問
4	嘉瀬奴踊り保存会	山中ふみ子	14	施設訪問活動
5	金木町太宰会	木 下 巽	50	斜陽館のガイド等
6	お話サークル「すずめっ こ」	長尾真紀子	3	読み聞かせ等
7	金木囃子友の会「竹の音」	竹内俊夫	30	施設慰問
8	金木くれない會	川口良子	15	チャリティーバザー活動
9	金木民謡愛好会	小松ヨシ子	9	津軽三味線、民謡等による 慰問活動
10	月の光り	鳴 海 花	6	手踊り、民謡活動
11	昔っこ語だるべ会・ゆきん 子	春 藤 篤 子	14	昔話の語り活動
12	川倉温泉応援隊	日置美佐子	4	地域住民への血圧測定奉仕 活動

【市社会福祉協議会調べ】

④ 市浦圏域ボランティア・市民団体

(令和2年6月時点)

No.	団体名	代表者氏名	会員数	活動内容
1	相内第三町内会	吉田誠一	16	環境整備
2	相内北町内会	丁子谷 悟	31	環境整備
3	なんでも かだるべ し〜 うら	柏谷祐美子	8	地区の行事への協力及び市 浦地区の P R
4	グリーンクラブ	三和つぎ子	10	虫祭りへの協力等
5	やまびこ会	工藤富子	21	環境整備、地区行事への協 力
6	チャチャの会	三 和 淑	16	地区行事への協力
7	あかしやクラブ	村元藤美	11	地区行事への協力

【市社会福祉協議会調べ】

4. 高齢者虐待への取り組み

(1) 高齢者虐待とは

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等の法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)では、「高齢者(65歳以上の人)が他者からの不適切な扱いにより権利権益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。」と捉えられています。

虐待の種類	虐 待 の 内 容
身体的虐待	暴力的な行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える 行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
心理的虐待	脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌が らせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。
性 的 虐 待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態 の性的な行為またはその強要。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望す る金銭の使用を理由なく制限すること。
介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自体の身体・精神状態を悪化させていること。

(2) 関係機関等とその責務・役割

高齢者虐待防止法では、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務 上関係のある団体及び職務上関係のある者の責務について次のとおり規定しています。

市は、高齢者虐待防止の体制整備を、さらに強化していきます。

- ◇国及び地方公共団体の責務
 - ・関係機関及び民間団体等との連携強化、民間団体の支援、体制整備に努める。
 - ・専門的人材の確保、当該職員の資質向上に努める。
 - ・高齢者虐待に係る通報義務、救済制度等の広報・啓発活動を行う。
- ◇ 国民(住民)の責務
 - ・高齢者虐待防止、養護者に対する支援等の重要性を理解する。
 - ・国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止等の施策に対する協力に努める。
- ◇ 高齢者の福祉に職務上関係のある団体及び職務上関係のある者の責務
 - ・高齢者虐待の早期発見に努める。
 - ・国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止等の施策に対する協力に努める。

(3) 養護者による高齢者虐待への対応



五所川原市地域包括支援センター 五所川原市地域包括支援センター協力機関 五所川原市介護福祉課

窓口



高齢者虐待対応検討会議(必要に応じたメンバーを招集)

- 参集範囲・・本人、家族、保健所、警察、民生委員、生保CW 市社会福祉協議会、主治医、ケアマネージャー 市関係機関担当者等
- ・ 介入・支援の必要性の判断
- ・ 緊急性の判断
- ・ 関係者からの情報収集及び共有
- ・ 援助方針、目標の共有
- 役割分担
- ・ モニタリング (状況把握) の時期の設定
- ・ 対応策の検討及び決定



モニタリング (状況把握)

定期的にモニタリングし、状況の変化について迅速に対応していきます。また、必要に応じて、高齢者虐待対応検討会議を招集し、援助の目標の修正、役割の再確認をしていきます。

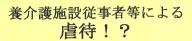


介入・援助

状況に応じて、在宅支援(地域での見守り、介護保険サービス)の利用、施設利用(入院、介護保険施設、養護老人ホーム措置、ショートスティ)など迅速な対応をします。

※養護者…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者

(4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応





五所川原市地域包括支援センター 五所川原市介護福祉課 窓口



事実確認

- ◇ 高齢者本人への調査
 - ・虐待の事実と経過、虐待の種類や程度
 - ・本人の身体・精神・生活状況等
 - ・サービスの利用状況
 - ・その他必要事項
- ◇ 養介護施設・養介護事業所への調査
 - ・通報等の内容に係る事実確認
 - ・当該高齢者に対するサービスの提供状況
 - ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
 - ・職員の勤務体制
 - その他必要事項



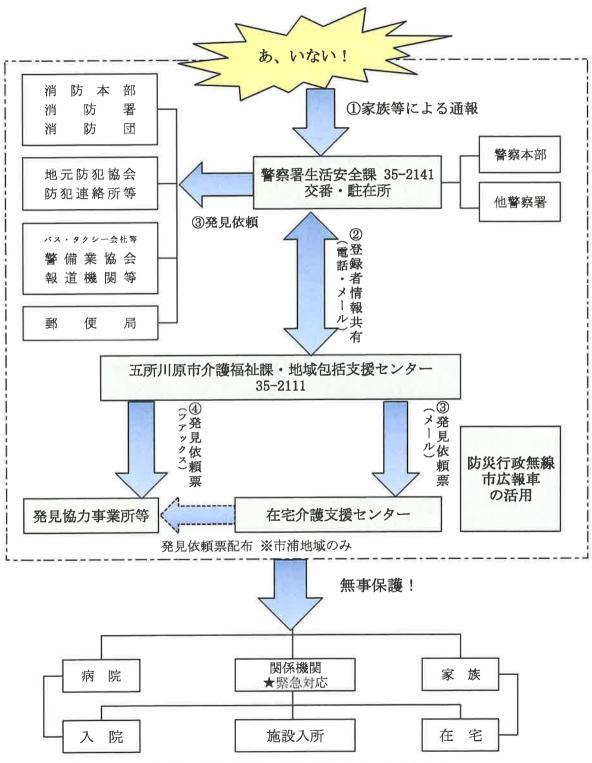
虐待の事実が確認された後の対応

- ◇ 養介護施設等への指導
 - ・ 虐待の事実の認識
 - ・虐待を行った職員への注意・指導を促す
 - ・原因究明と再発防止対策の策定
- ◇ 虐待を行った職員への指導
 - ・自分の行為が虐待であることを認識させる
 - ・所属施設の就業規則、倫理規定の遵守
- ◇ 通報者への経過説明

※養介護施設従事者等…「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

5. シルバーSOSネットワークシステム

認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指して、行政・ 医療・介護等の関係機関や地域住民等が連携して認知症高齢者を見守るしくみ です。



★緊急対応…身元不明、家族が不明、家族が遠隔地にいる場合など

6. 高齢者の就労支援(シルバー人材センター)

五所川原市シルバー人材センター(以下「市シルバー人材センター」という。) は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて設置された公益法人で 高齢者の就業機会の確保、社会参加及び社会貢献の場を提供する役割を担ってい ます。

市シルバー人材センターは、その設置目的が高齢者福祉の増進にあり、非営利の団体であることから、事業収入などの自主財源だけでは、安定した運営が困難なため、市では、市シルバー人材センターに対して補助金を交付して、その運営を支援しています。

市シルバー人材センターは、高齢者に対して就労機会や社会貢献の場を提供するなど、高齢者の生きがいづくりや生活基盤の安定に大きく寄与しているため、 今後もその運営を支援していきます。

■3年間の実績 ※R 2は見込み

区分	H30	H31	R 2
登録会員数(人)	399	419	450
就 業 者 数 (人)	355	366	419
就 業 率 (%)	89. 0	87.4	93. 0
就業延人数(人)	45, 868	39, 766	45, 000

【市商工労政課調べ】



7. 高齢者の居住安定確保

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、 住宅部局との連携を図り、居住等に関する施策との有機的な連携を行い、包括 的な居住安定の推進に積極的に関与するよう努めます。

第4章 介護保険事業

1. 地域支援事業

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する事業です。

地域支援事業の全体像

介護保険制度

介 護 給 付(要介護 1~5)

介護予防給付(要支援 1~2)

介護予防 • 日常生活支援総合事業

(要支援 1~2、それ以外の方)

- 〇介護予防・生活支援サービス事業
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス(配食等)
- ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 〇一般介護予防事業

地域支援事業

包括的支援事業

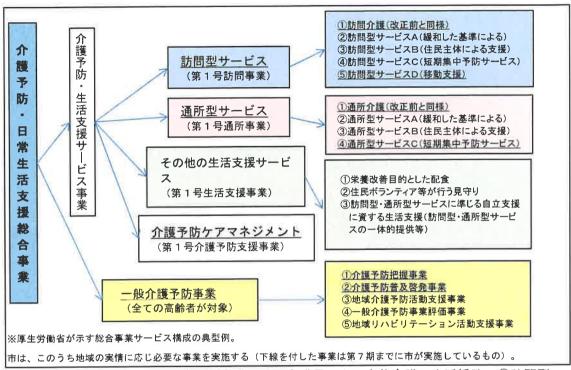
- 〇地域包括支援センターの運営
- (左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 〇在宅医療・介護連携の推進
- ○認知症施策の推進
- (認知症初期集中支援チーム、認知症 地域支援推進員等)
- 〇生活支援サービスの体制整備

任意事業

- 〇介護給付費適正化事業
- 〇家族介護支援事業
- 〇その他の事業

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法第115条の45第1項に規定する総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。



訪問型サービスの内容は、①訪問介護は訪問介護員による身体介護、生活援助、②訪問型サービスAは生活援助等、③訪問型サービスBは住民主体の自主活動として行う生活援助等、④訪問型サービスCは保健師等による居宅での相談指導等、⑤訪問型サービスDは移送前後の生活支援となっています。

通所型サービスの内容は、①通所介護は生活機能の向上のための機能訓練、②通所型サービスAはミニデイサービス、③通所型サービスBは体操、運動等の活動など、自主的な通いの場、④ 通所型サービスCは生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを行うこととなっています。

①介護予防・生活支援サービス事業

■介護予防・生活支援サービス事業に係る実績と計画 ※R2は見込み

区分		R2	R3	R4	R5	R7	R22
訪問介護事業所数		50	50	50	50	50	40
通所介護事業所	数	47	47	47	47	47	37
訪問型サービス	訪問型サービスD事業所数		2	3	4	5	6
通所型サービスC事業所数		4	5	5	5	5	15
通所型 サービス C	利用者数(実人員)	20	30	40	50	50	150

②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の集いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に確保していくような地域づくりや、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、高齢者が要介護状態等となることを予防することを目的としています。

また、新型コロナウイルス感染防止のための自粛による、フレイル、ロコモティブシンドローム等が懸念されることから、実態把握や適切な支援を行っていきます。

地域包括支援センターが中心となって、全ての高齢者及びその支援に関わる方を対象に各種介護予防教室、健康相談・健康教育等を実施しているほか、教育委員会が主体となって、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを目的とした高齢者大学を圏域ごとに開設しています。

今後は、教室型介護予防教室に加えて、要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実 等も推進していきます。

また、対人関係や基本的な生活習慣に問題があり、要介護状態となる恐れがある高齢者に対しては、養護老人ホーム等の短期宿泊専用床を利用して要介護状態への進行を防ぐ「高齢者生活管理指導短期宿泊事業」を実施しています。

◇ゆーゆー元気教室

生き活きセンターの入浴日に合わせ、健康運動指導士を講師として運動機能向上・維持を目的とする教室を実施しています。

◇いきいき教室

体操やゲーム、脳トレーニング等をとおし、要介護にならないための教室を実施しています。

◇ノルディック・ウォーク

両手にポールを持って歩く介護予防教室を実施しています。

◇健康相談・健康教育

依頼のあった団体へ出向く「いきいき出前講座」を実施しています。

「元気はつらつ教室」は、令和3年度より通いの場へ移行予定です。

◇回想法教室「かたるべし会」

介護予防や認知症予防のため、昔懐かしい思い出を回想し、語り合う教室を実施しています。 「かたるべし会」は、令和3年度より行政主体の通いの場へ移行予定です。

◇生涯学習事業

高齢者に対して様々な学習機会を提供するために、圏域ごとに高齢者大学を開設しています。

◇高齢者生活管理指導短期宿泊事業

対人関係や基本的な生活習慣に問題があり、要介護状態となる恐れがある高齢者に対し、養 護老人ホーム等の短期宿泊専用床を提供しています。

■一般介護予防事業に係る実績と計画 ※R2は見込み

区分	回数等	Н30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22		
ゆーゆー元気	(回数)	24	22	18	24	24	24	24	24		
教室	(延人数)	1, 209	1, 481	977	1, 200	1, 200	1, 200	1, 320	1, 320		
1、21、2 # 空	(回 数)	90	78	集団66 個別 7	90	90	90	90	90		
いきいき教室	(延人数)	1, 557	1, 401	集団1,000 個別1,263		1,600	1,600	1, 700	1, 700		
ノルディック	(回 数)	24	22	18	24	24	24	24	24		
ウォーク	(延人数)	842	1, 134	819	1,000	1,000	1,000	1,080	1,080		
/st. ctr +n 3v/	(回数)	41	21	10	10	10	10	12	12		
健康相談	(延人数)	411	252	180	150	150	150	180	180		
/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(回 数)	60	43	15	50	50	60	70	70		
健康教育	(延人数)	1, 151	1,003	337	1,000	1,000	1, 200	1, 400	1, 400		
同相计数字	(回 数)	22	20	13	全和3 :	年度より 行	政主体の通	いの場へ移	行予定		
回想法教室	(延人数)	192	175	91	111113	— 令和3年度より、行政主体の通いの場へ移行予定 					

^{*}令和2年度は、コロナウイルス感染症拡大を鑑みながら、集団型教室と通信型教室の2種類を、どちらか一方または同時に実施した。

【市地域包括支援センター調べ】

区分	回数等	Н30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
北辰大学	(回 数)	10	10	8	10	10	10	10	10
(五所川原)	(登録者)	188	171	171	171	171	171	171	171
ひばの樹大学	(回 数)	8	8	6	8	8	8	8	8
(金木)	(登録者)	80	81	55	55	55	55	55	55
寿大学	(回数)	10	10	7	10	10	10	10	10
(市浦)	(登録者)	87	88	77	77	77	77	77	77
高齢者生活	(回 数)	16	17	12	15	15	15	15	15
管理指導 短期宿泊事業	(延人数)	11	6	5	7	7	7	7	7

【市社会教育課、市地域包括支援センター調べ】

これまで実施してきた事業を継続し、より効果的・効率的な介護予防に取り組みます。

また、各種事業をとおして介護予防に関する地域住民の理解を深め、「やらされている」 のではなく、**住民自らが「介護予防に取り組みたい」と思えるような支援**を行います。

事業の実施回数や参加者数はおおむね現状維持を目指しますが、高齢者数の増加率に伴い、 内容の見直しや参加者の増加に努めます。

■一般介護予防事業に係る成果指標 ※R2は実績

区分	R2	R3	R4	R5	R7	R22
主観的健康観の高い高齢者の割合	73. 4%	76. 0%	78.0%	80.0%	84. 0%	85. 0%
主観的幸福観の高い高齢者の割合	38. 0%	38. 5%	39.0%	39. 5%	40.0%	50.0%

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による回収結果】

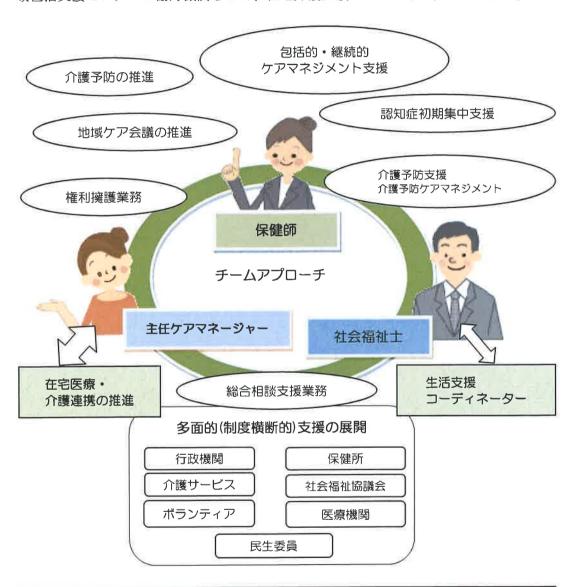
一般介護予防の推進にあたっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、生活機能全体を向上させるような取り組みを行うとともに、人と人とのつながりを通じて、高齢者の生活が充実していくような地域づくりを推進していきます。



(2)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46の規定により、地域住民 の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向 上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。

市では、行政直営型の地域包括支援センターを1か所設置しています。また、地域包括支援センターの協力機関として、在宅介護支援センターを配置しています。



市は、地域包括支援センター運営方針の策定、事業実施状況の点検を行います。

〇地域包括支援センター協力機関

地域住民の身近な相談機関として、在宅の高齢者やその家族などからの様々な相 談を受け付けて地域包括支援センターにつなぐ協力機関が市内に9か所あります。

地域包括支援センターは、これらの協力機関と業務連絡会等を開催しながら、ネットワークの構築、総合相談支援及び実態把握等を行い、連携を強化していきます。

協力機関	所在地 (五所川原市)	担当地区
市浦在宅介護支援センター Tel 62-3303	相内273 (市社会福祉協議会市浦支所)	市浦地区
金木在宅介護支援センター Tel 54-1051	金木町川倉七夕野426-11 (市社会福祉協議会金木支所)	金木地区
祥光苑在宅介護支援センター Tal 36-3300	大字沖飯詰字帯刀357-1	三好 毘沙門 中川 (新宮除く)
白生会在宅介護支援センター Tml 33-3102	大字金山字竹崎254	五小学区 新宮 松島 (太刀打、一野坪)
市 社 会 福 祉 協 議 会 在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー Tm. 34-3400	字鎌谷町502-5	南小学区
青山荘在宅介護支援センター Tm 35-5225	大字金山字盛山42-8	飯詰松島町松島(金山、米田、店笠柳、石間、吹畑、篠川)長橋(松野木、神山、戸沢)
さかえ在宅介護支援センター Tol. 38-3800	大宇水野尾字懸樋222-3	栄 (液、煙泡、桶実) みどり町 松島 (水野尾) 長橋 (没非、野里、福山)
うめた在宅介護支援センター ℡ 28-2929	大字梅田字福浦144-5	梅田 中泉 七ツ館 広田
あかね在宅介護支援センター Tel 29-3532	大字前田野目字長峰112-2	七和長橋 (農成)

(1)第1号介護予防支援事業 (法第115条の45第1項第1号二)

〇介護予防ケアマネジメント業務

利用者が総合事業を適切に利用できるよう、介護予防ケアマネジメント計画 を作成するとともに、適切なサービスが提供されるようサービス事業者と連絡 調整等を行います。

包括的支援事業のうち、第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)は、介護予防ケアマネジメントとして実施するものとし、費用についても総合事業として支出されます。

当該業務は、一部を指定居宅介護支援事業所に委託しています。

②総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)

地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の 状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における 適切な保健、医療、福祉サービス等の利用につなげる支援を行います。

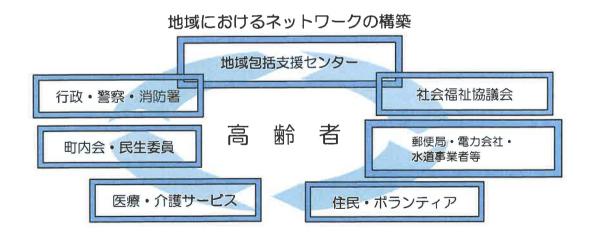
〇地域におけるネットワークの構築

保健、医療、福祉サービスへのつなぎや、継続的な見守りを行って高齢者の 孤立化等を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボラン ティア等の関係者によるネットワークを構築します。

〇実態把握

地域包括支援センター協力機関が中心となり、高齢者のみ世帯、高齢者単身 世帯等の戸別訪問、家族や近隣住民、民生委員、保健協力員等からの情報収集 により高齢者や家族の状況等についての実態把握を行います。

サービス利用のない高齢者については、協力機関が地域見守り者の名簿を作成し定期的な実態把握訪問を行うよう努めます。



〇総合相談支援

高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できるよう に、高齢者からの様々な相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を行いま す。相談は、地域包括支援センターのほか、協力機関である市内9カ所の在宅 介護支援センターでも受け付けています。

初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受け て、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急対応の必要性を 判断します。

適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができると判断 した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機 関の紹介等を行います。

・継続的・専門的な相談支援

継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細 な情報収集を行い、個別の支援計画を策定します。

支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報 収集を行い、期待された効果の有無を確認します。

7	

■相	談実績 ※R2は見	.込み								(単位:件)
					内容	为訳(延	数)			
	年度/区分	介護支援 専門員	介護 保険	権利 擁護	虐待	介護 相談	施設入所	医療 疾病	その 他	計
	地域包括支援 センター	20	134	66	33	83	18	53	32	439
H30	協力機関	2	521	14	3	172	54	112	122	1, 007
	総計	22	655	80	36	255	72	165	154	1, 446
	地域包括支援 センター	15	151	54	72	84	34	40	73	523
Н31	協力機関	1	509	2	0	228	39	98	146	1, 023
	総計	16	660	56	72	312	73	138	219	1, 546
	地域包括支援 センター	10	80	30	60	140	30	40	50	440
R2	協力機関	4	642	0	8	134	62	108	88	1, 052
	総計	14	722	30	68	274	92	148	138	1, 492

【市地域包括支援センター調べ】

③権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行っています。

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した支援を行います。

市民の安心のため、成年後見制度活用促進、高齢者虐待への対応、 困難事例への対応、消費者被害への防止、老人福祉施設等への措置支援を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (法第115条の45第2項第3号)

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるように、地域における連携協働体制の構築、個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とし、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のため、地域ケア会議を開催しています。

〇地域ケア会議の開催

地域ケア個別会議の開催(随時開催)

- ・支援者が困難を感じているケース
- ・支援が自立を阻害していると考えられるケース
- 必要な支援につながっていないケース
- ・権利擁護が必要なケース
- ・地域課題に関するケース など

検討が必要と考えられる場合に、関係者や専門職等を招集して随時開催します。 多職種協働による多角的アセスメントの視点を取り入れ、解決策を検討します。

地域ケア推進会議の開催(隔月開催)

個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握や、地域のネットワーク構築、社会資源情報の共有等を目的として開催します。

地域づくり・資源開発

個別課題の解決

地域課題に対応する施策や政策の立案・提言につなげます。

政策形成会議の開催(随時開催)

地域ケア推進会議から見えてきた地域の現状を、地域課題として整理し、地域づくりに必要な政策形成を目指します。

政策の形成

■地域ケア個別会議に係る実績と計画 ※R2は見込み

区分	Н30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
開催回数	6	5	10	17	17	17	17	17

■地域ケア推進会議に係る実績と計画 ※R2は見込み

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
出席者数(延)	747	626	175	300	300	300	300	300

【市地域包括支援センター調べ】

◇地域ケア会議の5つの機能◇

1. 個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能

2. 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域 包括支援ネットワークを構築する機能

3. 地域課題の発見

個別ケースの課題分析を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

4. 地域づくり・資源把握

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発 する機能

5. 政策の形成

地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

市では、地域ケア会議を地域包括ケアシステム構築のツールとして、多職種と 連携しながら、個別課題の解決から、地域づくり、政策の形成へ着実に結び付け ていくよう、機能を充実させ、取り組みを強化します。

(3)包括的支援事業(社会保障充実分)

(1)在宅医療・介護連携推進事業 (法第115条の45第2項第4号)

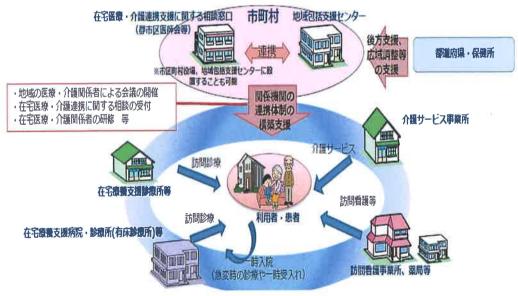
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する事業です。

市では、平成29年に「五所川原市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱」を制定し、市が中心となって、地域の課題抽出やその対応策についての検討をスタートしました。

事業内容は、国が定める8つの事業を基本とし、五所川原市高齢社会対策検討委員会及び五所川原市在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催し、関係者間のネットワークの構築と課題対応策の検討に取り組んでいます。第8期介護保険事業計画期間からは、事業全体の目的を明確化しつつ、PDCAサイクルに沿った取り組みを実施していきます。

市民が、高齢になっても、人生最期を迎えるときまで、本人や家族が希望する生活がかなえられるよう、関係者が一体となり支援体制を構築していきます。

在宅医療 • 介護連携推進事業



【資料:厚生労働省】

〇在宅医療•介護連携推進事業実施計画

)在宅医療・介護	ſ		第8期計画期間		R7•
事業内容	R2 (実績)	R3	R4	R5	R22
(ア) 地域の医療・ 介護サービス の資源の把握	・資源リスト化・ホームページ更新・実務者会議での共有	緩和ケアマップの 内容更新ホームページ更新実務者会議での共有	緩和ケアマップの 内容更新ホームページ更新実務者会議での共有	・緩和ケアマップ の内容更新 ・ホームページ更 新 ・実務者会議での 共有	
(イ) 在宅医療・介 護連携の課題 の抽出と対応 策の検討	・実務者会議の 開催 ・既存資料の整 理と地域課題の 分析	・実務者会議開催 ・対応策の実施状況 報告と見直し	・実務者会議開催 ・対応策の実施状況 報告と見直し	・実務者会議開催 ・対応策の実施状 況報告と見直し	在宅医療
(ウ) 切れ目のない 在宅医療と在 宅介護の提供 体制の構築推 進	・地域医療性に係 との検討・住えるに アンス で 見えいられる で 見えい の で 見えい の で で が で が で が で が で が で が で が で が で が	・地域医療構想との 整合性に係る検討 ・住民ニーズや見え る化システムから利 用可能なデータ等の 把握	・地域医療構想との 整合性に係る検討 ・住民ニーズや見え る化システムから利 用可能なデータ等の 把握	・地域医療構想との整合性に係る検討 ・住民ニーズや見 える化システムから利用可能なデータ等の把握	・介護連携
(エ) 医療・介護関 係者の情報共 有の支援	・既存のツールの活用状況の把握	・入退院ルール共 有シートの利用 状況のモニタリ ング・情報共有シートの 見直し・ICT構築等の検討	・入退院ルール共 有シートの利用 状況のモニタリ ング ・情報共有シートの 評価 ・ICT構築等の検討	・入退院ルール共 有シートの利用 状況のモニタリ ング ・ICT構築等の運 用	携体制 (サ
(オ) 在宅医療・介 護連携に関す る相談支援	・相談窓口設置検討・ホームページ開設	・相談窓口設置 ・ホームページ更新 継続	・相談窓口継続 ・ホームページ更新 継続	・相談窓口継続 ・ホームページ更 新継続	ービス提
(カ) 医療・介護関 係者の研修	・医療職と介護 職の連携を促進 する多職種研修	・多職種研修会の企 画、実施、評価	・多職種研修会の企 画、実施、評価	・多職種研修会の 企画、実施、評価	供のし
(キ) 地域住民への 普及啓発	・在を支会を ・在を支会の ・在を支会の ・在を支 ・在を支 ・在を支 ・在を ・在を ・在を ・在 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、	・アドバンス・ケ ア・プランニング (Advance Care Planning : ACP) に ついて看取りのプロ セスを学童期から考 える機会をもてるよ う普及啓発を行う	・緩和ケアマップの 周知 ・ACPの普及啓発を 行う	・緩和ケアマップ の周知 ・ACPの普及啓発 を行う	くみ)の構築
(ク) 在宅医療・介 護連携に関す る関係市町村 の連携	・広域連合構成 市町意見交換 ・病院連携変換 ・入退院ルール モニタリング (保健所)	・広域連合構成市 町意見交換 ・病院連携室との 意見交換	・広域連合構成 市町意見交換 ・病院連携室と の意見交換	・広域連合構成 市町意見交換 ・病院連携室と の意見交換	

■在宅医療・介護連携推進事業に係る実績と計画 ※R2は見込み

区分		R2	R3	R4	R5	R7	R22
訪問診	療を行う医療機関数	5	5	5	5	6	6
訪問歯	科診療を行う歯科診療所数	4	6	6	6	7	7
訪問薬	系剤指導を行う薬局数	28	28	28	28	29	29
24時	間対応の訪問看護事業所数	6	6	6	6	6	6
看取り	認知症対応型共同生活介護	12	12	12	12	14	14
(加算取得) り体制事業所数	小規模多機能型居宅介護	2	2	2	2	3	3
() 業 所 数	地域密着型介護老人福祉施設	1	1	1	1	2	2
実務者会議開催回数		4	4	4	4	4	4
研修会	開催回数	2	3	3	3	3	3



②**生活支援体制整備事業**(法第115条の45第2項第5号)

〇介護予防・生活支援サービスの充実

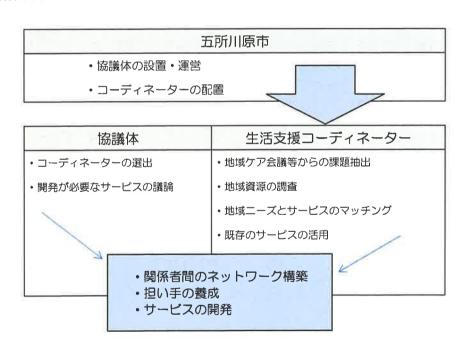
生活支援等サービスの体制整備にあたっては、市が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築していきます。

市では、高齢者に対する生活支援サービスの充実と地域における支え合い体制づくりを推進するために、法第115条の45第2項第5号に基づく生活支援体制整備事業を実施し、平成29年3月に五所川原市介護予防・日常生活支援体制整備推進協議会を設置、第1層生活支援コーディネーターを配置しました。

平成30年には第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに配置(6名)しました。

第8期計画期間においては、地域ケア会議や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からの課題抽出も含め地域の実情をよく踏まえたうえで、協議体やコーディネーターの連携により、地域のニーズにマッチした生活支援サービスの創出を目指します。

○協議体及びコーディネーター設置・運営に係るフロー



■生活支援体制整備事業に係る実績と計画 ※R2は見込み

区分	R2	R3	R4	R5	R7	R22
生活支援コーディデーター数 (第1層)	1	1	1	1	1	1
生活支援コーディデーター数 (第2層)	6	6	6	6	6	6
協議会開催回数	2	2	2	2	2	2

■生活支援体制整備事業に係る成果指標 ※R2は実績

区分	R2	R3	R4	R5	R 7	R22
地域づくりへの参加意欲のある高齢 者の割合	49. 3%	53.0%	56.0%			65. 0%

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による回収結果】

③認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)

認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年6月に取りまとめられた 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進を行うこととなりました。 わが国の認知症高齢者の数は、令和7年には約700万人と推計されてお り、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。 今や認知症は、誰もが関わる可能性のある身近な病気です。

○認知症施策推進大綱で推進する5つの柱

- 1、普及啓発·本人発信支援
- 2、予防
- 3、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4、認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会 参加支援
- 5、研究開発・産業促進、国際展開

市では、こうした国の施策に基づいて、認知症施策をなお一層推進していきます。

〇「認知症の人をみんなで支え合うまちづくり宣言」

市では、平成28年度認知症フォーラムにおいて、「認知症の人をみんなで 支え合うまちづくり宣言」を行いました。認知症の人の意思が尊重され、でき る限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

認知症の人をみんなで支え合うまちづくり宣言

本格的な高齢化社会を迎え、現在、高齢者の7人に1人が認知症であると言われています。

認知症の人を支える側として、あるいは、認知症の当事者として、 誰もが、認知症に何らかの関わりあいを持つ時代となりました。

五所川原市は、認知症の人が、このふるさと五所川原で、尊厳を保 ち自分らしい生活が送ることができるよう、「認知症の人をみんなで 支え合うまちづくり」に力を注ぐことをここに宣言します。

- 1. よく笑い、よく運動し、食事に気を付けて、認知症になりにくい 心と体をつくるよう努めます。
- 1. 周りのことに常に関心を持ち、あれ、なんか変!?と思ったときは、声をかけたり、誰かに相談したりするよう努めます。
- 1. 認知症は特別な病気ではなく、わたしたち自身や家族、身近な周囲にも起こりうる病気だということを心にとどめ、認知症の人に対し、常に思いやりを持って接します。
- 1. 子供から大人まで、あらゆる世代の市民が心を一つにして、認知症の人が生きがいを持って、安心して暮らせるまちをつくります。

平成28年10月29日

〇認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

市では平成28年に「五所川原市認知症初期集中支援チーム検討委員会」を設置 し、五所川原市認知症初期集中支援チームを組織しました。

認知症サポート医、保健師や社会福祉士などの専門職で構成される同チームの設置により、認知症の人やその家族と早期に関わる体制が整備されました。 認知症の人の早期診断・早期対応に努めていきます。

認知症初期集中支援チームとは?

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームです。

■認知症初期集中支援チームに係る実績と計画 ※R2は見込み

区分	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
認知症初期集中支援チーム 訪問件数	37	30	30	30	30	30	30

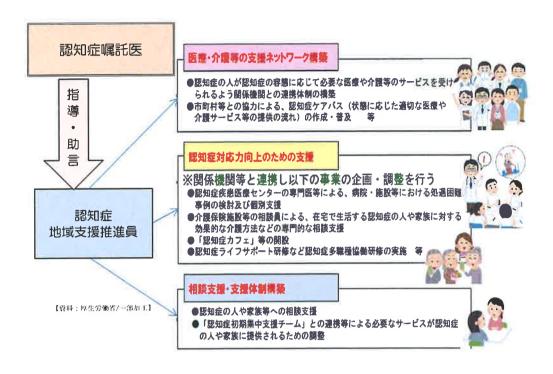


〇認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組みを推進することが必要です。

市では、地域包括支援センターに五所川原市認知症地域支援推進員を配置したほか(平成31年度現在4名)、第8期計画期間中には嘱託医を配置し、認知症の人やその家族のため相談支援や関係機関との連携調整など様々な活動を行っていきます。

認知症嘱託医と認知症地域支援推進員



○認知症に対する理解促進と家族への支援

認知症高齢者がいる家族の精神的負担を軽減するため、集いの場や認知症家族の 会等への参加を促していきます。

また、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けるため、キャラバン・メイト が講師を務める「認知症サポーター養成講座」を定期的に開催しています。

今後も受講者の増加をめざし、認知症への理解を多くの人に広げていきます。

■認知症サポーター養成講座開催に係る実績と計画 ※R2は見込み

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
開催数	19	13	3	10	10	10	15	15
受講者数	607	338	30	300	300	300	450	450

【市地域包括支援センター調べ】

◇認知症カフェの開催

市では、平成29年度から認知症カフェを開設し、認知症の人とその家族、地域 住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の 介護負担の軽減を図っています。

ニーズ調査の結果、対象者の半数が認知機能に不安を抱えているため、本人や家族の不安を軽減できるよう、認知症カフェの全圏域開催に努めていきます。

また、市委託事業以外の認知症カフェに対してもサポートを行っていきます。

◇認知症フォーラム

市では、身近な病気である「認知症」について、市民の方と認知症の方を支援する関係者が、情報を共有し、理解を深める場として、毎年認知症フォーラムを開催しています。

認知症の人をみんなで支え合うまちづくりを

認知症フォーラムでは、それぞれの立場から様々な取組みが企画され、多くの 住民、関係者へ啓発を行うことができました。今後も一層の充実を図ります。

<平成31年度五所川原市認知症フォーラム>

後援: 西北五医師会、青森県ノルディック・ウォーク連盟

共催:北五歯科医師会、青森県薬剤師会西北五支部、キャラバンメイト五所川原、健生五所川原診療所、

西北五地区認知症高齢者グループホーム協会、つがる西北五広域連合、

認知症の人と家族の会 青森県支部、五所川原警察署、五所川原農林高等学校、在宅介護支援センター



◇認知症ケアパスの作成

認知症ケアパスとは?

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護・福祉サービスを受けることができるのかをまとめたものです。

認知症ケアパスによって、自分やご家族、近所の方が認知症になった場合に、 どこでどのようなサービスを受けることができるのかの具体的なイメージを持 つことができるようになります。

また、「自分だったらどういうサービスを受けたいか」「自分の親だったらどういう生活を送らせてあげたいか」など、事前にシュミレーションをすることができるようになります。

標準的な認知症ケアパスの概念図 ~ 住み慣れた地域で暮らし続けるために ~

急性増悪期ケア ―― 日常在宅ケア ―→ 気づき~診断まで ---- ◆---日常在宅ケア 急性増悪期のアウトリーチ や電話相談 地域包括支援 センター等 引き継ぎ 認知症初期事中 老健施設等 an | | | | | | | 支援チーム 短期入所等施設を 利用したサービス 居宅サービス 相談 チーム員会議 地域密蓄型サ (地域ケア会議) 設介護 12 介護サービス A B B 本人 受診 点 記知使行動 心理症状悪化時 などの急性増長期診療 17 日常診療 日常診療 認知症 相談 疑い かかりつけ医 -.... 確定診断 短期治療 認知症疾患 (精神科医療機関等) 医療センター

【資料:厚生労働省】

◇GPS機器貸与事業

認知症高齢者の事故を未然に防ぐとともに、高齢者を介護する家族が安心して生活できる環境を整備するため、GPSを利用して高齢者の所在を探索することができる機器を希望者に貸与する事業です。

■認知症総合支援事業に係る実績と計画 ※R2は見込み

区分	R2	R3	R4	R5	R7	R22
認知症カフェ 開設数	1	1	2	2	3	3
認知症カフェ 参加者数	180	200	300	300	400	400
認知症フォーラム参加者数	中止	700	700	700	700	700
GPS機器 貸与件数	7	10	10	10	10	10

【地域包括支援センター調べ】

■認知症総合支援事業に係る成果指標 ※R2は見込み

区分	R2	R3	R4	R5	R7	R22
認知症高齢者 自立度Ⅲ以上 の割合	33. 3%	33, 1%	32. 9%	32. 7%	32. 3%	32. 3%

【要介護認定適正化事業「業務分析データ」各年第2回目提供データ(要介護認定者のうち認知症生活自立度が皿以上の割合)】



(4) 任意事業

任意事業とは、市町村が地域の実情に応じて独自に実施する事業のことで、在宅で介護する家族への支援や介護給付費の適正化の事業を行っています。

①家族介護慰労事業

過去1年間、介護サービスを利用しなかった重度の在宅要介護高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、慰労金(年額10万円を上限)を支給しています。在宅療養をしている家族支援として、事業を継続していきます。

■家族介護慰労事業に係る実績と計画 ※R2は見込み

				(単位	· 人、十円	
区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
支給者数	4	3	3	3	3	3
支給額	400	300	300	300	300	300

②成年後見制度利用支援事業

低所得高齢者の成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等への報酬の助成等を行っています。一人暮らしの高齢者の増加に伴い、需要が増えていくものと考えられます。必要な人が制度を利用できるよう啓発に努めていきます。

■成年後見制度申立に係る実績と計画 ※R2は見込み

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5						
親族申立件数	2	3	2	4	4	4						
市長申立件数	3	8	6	12	14	16						

③介護給付費適正化事業

市では、介護給付適正化計画に基づいて、次のとおり取り組み及び目標を定めます。

介護給付費適正化に係る計画

今後高齢化率の上昇とともに介護サービスの需要が高まる中で、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、介護給付費適正化事業に主要5事業を適切に実施し、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者等と課題を共有しながら、過不足のない適正なサービスの提供を目指すよう、保険者マネジメントの強化を図ります。

■適正化事業主要5事業に係る実績と計画 ※R2は見込み

主要5事業	H30	H31	R2	R3	R4	R5
認定状況調査件数	全件	全件	全件	全件	全件	全件
ケアプラン点検件数	10	9	9	9	9	9
住宅改修等の点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件
縦覧点検・医療突合	全件	全件	全件	全件	全件	全件
介護給付費通知発行回数	2	2	2	2	2	2

○介護給付費適正化事業の取組

1. 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所に委託している認定調査結果について全件書面 審査を実施します。

厚生労働省地域包括ケア見える化システムを活用し、地域間比較を行い、 データ分析をもとに要介護認定事務の地域差の解消、平準化に取り組みま す。

2. ケアプランの点検

主任介護支援専門員等のアドバイザーを活用し、適正化システムによる 対象事業所を絞り込み点検を行うほか、継続的にケアプランの質の向上を 図り、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保します。

3. 住宅改修等の点検

改修工事を着工する前に見積り点検と訪問調査を行い、受給者の状態に そぐわない不適切な住宅改修を排除します。必要に応じ、リハビリテーション専門職等の協力を得て、点検を推進します。

福祉用具購入・貸与では、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケースに留意し、適正化システムの活用に努めます。

4. 縦覧点検・医療情報との突合

重複請求や算定期間回数制限等の国保連から提供される帳票を毎月点検し、過誤が発見された場合は、翌月の過誤処理完了までを確認します。

5. 介護給付費通知

介護給付費通知を受給者全員に年2回(9月・3月)発送しています。 受給者や事業者に対し、適切なサービスの利用と提供を普及、啓発します。

〇指定介護サービス事業者の指導監督

市が指定する介護サービス事業者の実地指導については、指定有効期間中に1回以上の割合で計画的に実施し、事業の適正化を図ります。また、市が業務管理体制整備(法令順守)の監督機関である事業所については、業務管理体制確認検査を実地指導とあわせて実施します。実地指導は、おおむね指定更新申請時に書類審査とあわせて実施することを基本とします。

個別指導のほか、年に1回以上集団指導を実施し、制度理解に関する指導等を行います。地域密着型サービスでは、運営推進会議に市職員が出席し、 運営状況の点検を行います。



(5) 地域支援事業費の実績と計画

■地域支援事業の費用等の実績と計画 ※R2は見込み

				第	8期計画期	目	D.7	
	区分	H31	R2	R3	R4	R5	R7	
	一般介護予防事業	27, 262	37, 120	40, 000	40, 000	40, 000	42, 000	
介護	訪問介護	42, 922	49, 500	50, 000	51, 000	52, 000	53, 000	
予防・	通所介護	170, 332	184, 744	200, 000	210, 000	220, 000	240, 000	
生活支	(新規)多様なサービス	0	0	0	100	200	500	
活支援サー	支援計画	49, 237	56, 012	58, 000	59, 000	60, 000	62, 000	
・ビス	その他	1, 364	5, 678	6,000	7, 000	8,000	10,000	
	小計	291, 117	333, 054	354, 000	367, 100	380, 200	407, 500	
	地域包括支援センター運営	73, 180	79, 407	80,000	80,000	80,000	90, 000	
51	在宅医療・介護連携推進事業	847	2, 052	2, 000	2, 000	4, 000	4, 000	
包括的古	認知症施策の推進	1, 317	3, 010	3, 500	4, 000	4, 000	4, 500	
支援事業	生活支援サービス基盤整備	3, 172	3, 577	4, 000	4, 000	4, 500	5, 000	
業	地域ケア会議推進事業	122	410	500	500	500	600	
	小 計	78, 638	88, 456	90,000	90, 500	93, 000	104, 100	
	介護給付費適正化事業	5, 722	7, 799	8, 000	8, 000	8, 000	8, 000	
任意	家族介護継続支援事業	4, 153	666	660	680	700	750	
任意事業	成年後見制度利用支援事業	626	3, 623	3, 800	4, 000	4, 000	4, 200	
	小 計	10, 501	12, 088	12, 460	12, 680	12, 700	12, 950	
	合 計	380, 256	433, 598	456, 460	470, 280	485, 900	524, 550	

(単位:千円)

2. 介護サービス

介護サービスには、主に「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」があります。40歳以上の人が被保険者として加入し、運営に必要な経費の50%が被保険者から支払われる保険料により、残りの50%が公費でまかなわれます。

被保険者がサービスを利用するには、事前に認定(要支援・要介護認定)を受ける必要があり、所得に応じて1割~3割の自己負担で利用できます。

予防給付は、支援が必要と認められた人(要支援 $1\cdot 2$)、介護給付は、介護が必要と認められた人(要介護 $1\sim 5$)に給付される介護保険給付です。

(1) 第7期介護保険事業計画期間における実績等

①介護予防給付の実績と計画値の比較

(1)	介護予防給付の	実績と	計画値の	比較		(単位:千円)
	区 分		H30	H31	R2 (見込)	計画との比較、傾向
		実績値	91	174	0	計画では見込んでいません
	訪問入浴介護	計画値	0	0	0	でしたが、若干の実績が生じ
		差額	91	174	0	ました。
		実績値	756	716	500	計画値を上回って推移して
	訪問看護	計画値	599	599	904	いますが、最終年で減少に転
		差額	157	117	△ 404	じています。
	訪問リハビリテー ション	実績値	948	302	0	シェはたてローマサカンマ
		計画値	2, 116	2, 525	2, 592	計画値を下回って推移しており、減少傾向にあります。
居		差 額	△ 1,168	△ 2, 223	△ 2,592	
宅	居宅療養管理指導	実績値	130	5	0	計画では見込んでいません
サー		計画値	0	0	0	でしたが、若干の実績が生じました。
F		差額	130	5	0	ました。
ス	17 = 1	実績値	21, 165	17, 438	18, 098	
	通所リハビリテー ション(デイケア)	計画値	22, 634	24, 639	26, 191	計画値を下回って推移して います。
		差 額	△ 1,469	△ 7, 201	△ 8,093	
		実績値	875	376	168	,
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	計画値	579	579	1, 050	ていましたが、2年目からは 計画値を下回り、減少傾向に
		差額	296	△ 203	△ 882	あります。
	(二世) 1 T (成 社 人=#	実績値	0	0	0	
	短期入所療養介護 (老健、病院等)	計画値	0	0	0	
		差 額	0	0	0	

(単位:千円) R 2 計画との比較、傾向 区 分 H30 H31 (見込) 実績値 4, 142 4,798 5,373 福祉用具貸与 計画値を下回って推移して 6,065 いますが、増加傾向にありま 4,730 5,401 計画値 △ 692 △ 603 差 額 △ 588 533 462 実績値 559 1年目では計画値を上回っ 福祉用具購入費 ていましたが、2年目からは 下回って推移しており、減少 計画値 546 546 1,091 しています。 13 \triangle 13 △ 629 差 額 2,519 2,469 1,855 実績値 計画値を下回って推移して 2,486 2,486 3,606 住宅改修費 計画値 います。 △ 1,087 \triangle 17 △ 631 差額 0 0 実績値 特定施設入居者生活 0 0 0 介護(軽費老人ホー 計画値 ム等) 0 0 0 額 実績値 7,867 7,504 7,901 計画値を上回って推移して 介護予防支援(ケア 5, 431 5, 326 計画値 5, 433 プラン作成等) います。 2,575 額 2,436 2,071 差 535 0 716 実績値 計画では見込んでいません 認知症対応型通所介 計画值 0 0 でしたが実績が生じました。 地護 減少傾向にあります。 0 域 716 535 差 額 密 9,607 12,746 11,320 実績値 計画値を上回って推移して 着 小規模多機能型居宅 いますが、減少傾向にありま 9,034 9.034 計画値 9,030 型 介護 サ 3,716 2,286 573 差 額 1 0 実績値 3, 281 L 1年目では計画値を上回っ 認知症対応型共同生 ス ていましたが、2年目からは 2,645 2,645 活介護(グループホー 計画值 2,644 実績はありませんでした。 4) \triangle 2,645 \triangle 2,645 額 637 実績値 55, 745 45, 556 44,628 1年目では計画値を上回っ ていましたが、2年目からは 58, 504 50, 795 53,887 合 計 計画值 減少傾向となり、計画値を下 △ 13,876回って推移しています。 差 額 4,950 △ 8,331

【介護保険事業状況報告(年報)、厚生労働省見える化システム】



②介護給付の実績と計画値の比較

- 1	44	10	Ų.	-	m	r
- (#	11	1.	+	-	

区分		H30	H31	R2 (見込)	計画との比較、傾向		
	訪問介護 (ホームヘルプ)	実績値	685, 922	753, 216	809, 467	計画値を下回って推移して	
		計画値	720, 773	793, 902	897, 793	いますが、増加傾向にありま	
		差額	△ 34,851	△ 40,686	△ 88, 326	す。 	
	訪問入浴介護	実績値	10, 095	7, 569	7, 386	コエは・エロ ーサル)ー	
		計画値	10, 478	11,626	13, 165	計画値を下回って推移して おり、減少傾向にあります。	
		差 額	△ 383	△ 4,057	△ 5,779		
	訪問看護	実績値	38, 166	39, 342	48, 375	1年目では計画値を上回っていましたが、0年日からは	
		計画値	35, 649	43, 275	52, 900	ていましたが、2年目からは 計画値を下回りましたが、増	
		差額	2, 517	△ 3,933	43,275 52,900	加傾向にあります。	
		実績値	11, 188	11, 950	16, 811	計画値を下回って推移して	
	訪問リハビリテー ション	計画値	16, 157	18, 421	21, 095	いますが、増加傾向にありま	
	2 2 7	差 額	△ 4,969	△ 6,471	△ 4, 284	す。 	
		実績値	2, 838	2, 273	2, 421	計画値を下回っています	
	居宅療養管理指導	計画値	2, 784	3, 444	4, 569	が、最終年では増加傾向に転	
		差額	54	△ 1, 171	△ 2, 148	しています。 	
		実績値	735, 595	757, 196	787, 683	計画値を上回って推移して	
	通所介護 (デイサービス)	計画値	698, 259	745, 876	799, 924	いましたが、最終年で計画値	
居	() 1) = = > ()	差額	37, 336	11, 320	△ 12, 241		
宅	通所リハビリテー ション(デイケア)	実績値	153, 148	142, 398	145, 464	計画値を下回って推移して	
		計画値	171, 130	180, 277	196, 140	いますが、最終年で増加傾向に転じています。	
サ		差 額	△ 17,982	△ 37,879	△ 50,676		
i	短期入所生活介護 (ショートステイ)	実績値	103, 699	96, 541	72, 259	計画値を下回って推移しており、減少傾向にあります。	
Ľ		計画値	108, 806	117, 147	141, 954		
ピ		差額	△ 5, 107	△ 20,606	△ 69,695		
_ス	短期入所療養介護 (老健、病院等)	実績値	2, 893	3, 821	1, 923	計画値をかなり下回って推 移しています。	
		計画値	14, 739	19, 355	22, 523		
		差額	△ 11,846	△ 15,534	△ 20,600		
	福祉用具貸与	実績値	87, 907	88, 456	94, 285	ましたが、増加傾向にありま	
		計画値	86, 713	91, 653	102, 525		
		差額	1, 194	△ 3, 197	△ 8, 240	す。 	
	福祉用具購入費	実績値	1, 962	2,051	2, 639	計画値を下回って推移して	
		計画値	3, 811	4, 115	4, 968	いますが、増加傾向にあります。	
		差額	△ 1,849	△ 2,064	△ 2,329		
	住宅改修費	実績値	3, 669	5, 079	6, 514	計画値を下回って推移して いましたが、最終年では計画 値を上回り、増加傾向にあり ます。	
		計画値	3, 804	5, 291	3, 804		
		差額	△ 135	△ 212	2, 710		
	特定施設入居者生活 介護(軽費老人ホーム等)	実績値	39, 880	59, 135	67, 144	計画値を大きく上回り、増 加傾向にあります。	
		計画値	38, 117	38, 134	38, 134		
		差額	1, 763	21,001	29, 010		
	居宅介護支援(ケアプラン作成等)	実績値	239, 987	245, 353	243, 465	計画値を上回っていました	
		計画値	233, 805	241, 053	248, 527	が、最終年で計画値を下回り	
		差額	6, 182	4, 300	△ 5,062	ました。	

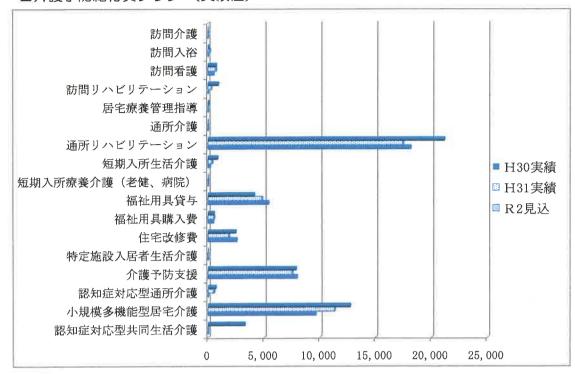
(単位:千円)

(単位:千円)							
区分			H30	H31	R2 (見込)	計画との比較、傾向	
	地域密着型通所介護	実績値	91, 631	89, 609	85, 485	計画値を大きく下回って推 移推移しており、減少傾向に あります。	
		計画値	_160, 241	169, 855	174, 598		
		差 額	△ 68,610	△ 80,246	△ 89, 113		
	認知症対応型通所介 護	実績値	38, 831	44, 091	46, 734	計画値を下回って推移して いますが、増加傾向にありま す。	
		計画値	42, 569	46, 252	48, 596		
		差額	△ 3,738	△ 2,161	△ 1,862		
地域		実績値	201, 464	220, 960	240, 597	いましたが、最終年で計画値 を上回り、増加傾向にありま	
域密	小規模多機能型居宅 介護	計画値	237, 297	237, 404	237, 404		
密着那	71 102	差 額	△ 35,833	△ 16, 444	3, 193		
型サ	認知症対応型共同生	実績値	953, 969	981, 654	1, 014, 204		
1	活介護(グループホー	計画値	984, 061	984, 501	984, 501	いましたが、最終年で計画値 を上回り、増加傾向にありま	
ビス	ム)	差額	△ 30,092	△ 2,847	29, 703		
	地域密着型介談老人 福祉施設入所者生活 介護	実績値	181, 632	182, 977	194, 283		
		計画値	189, 837	189, 922	189, 922	いましたが、最終年で計画値 を上回り、増加傾向にありま す。	
		差 額	△ 8, 205	△ 6,945	4, 361		
	介護老人福祉施設	実績値	770, 590	780, 847	797, 605		
		計画値	788, 704	789, 057	795, 464	いましたが、最終年で計画値 を上回り、増加傾向にありま	
		差 額	△ 18, 114	△ 8,210	2, 141		
		実績値	434, 358	373, 575	428, 126	計画値を下回って推移して	
施設	介護老人保健施設	計画値	469, 484	469, 694	476, 336	いますが、最終年で増加に転	
ササ		差額	△ 35, 126	△ 96, 119	△ 48, 210	じています。	
1.00	介護医療院	実績値	3, 635	9, 098	4, 407	平成30年に創設されたた	
ビス		計画値	0	0	0	め前期計画には盛り込まれて	
		差 額	3, 635	9, 098	4, 407	いませんでした。	
	介護療養型医療施設	実績値	491, 937	480, 613	454, 907	計画値を上回って推移して	
		計画値	447, 557	447, 757	447, 757	いるが、減少傾向となってい	
		差額	44, 380	32, 856	7, 150	る。	
実績値 計画値		実績値	5, 284, 996	5, 377, 804	5, 572, 184	介護給付費全体がが予測を	
		計画値	5, 464, 775	5, 648, 011	5, 902, 599	大きく下回ったことが影響して、計画値を下回って推移し	
		差額	△ 179, 779	△ 270, 207	△ 330, 415	ています。	

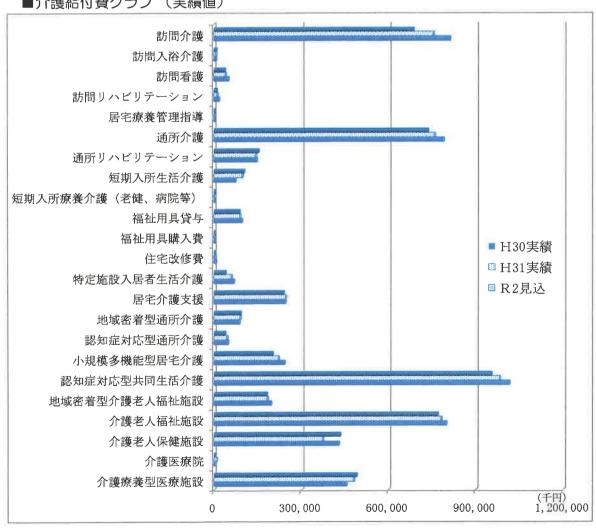
区 分		H30	H31	R2 (見込)	計画との比較、傾向
	実績値	5, 340, 741	5, 423, 360	5, 616, 812	特定施設入居者生活介護が
給付費総計	計画値	5, 515, 570	5, 701, 898		増加していますが、その他は
	差 額	△ 174,829	△ 278, 538		全体的に減少しています。

【介護保険事業状況報告(年報)、厚生労働省見える化システム】

■介護予防給付費グラフ (実績値)



■介護給付費グラフ (実績値)



③認定者数の実績と計画値の比較

(単位:人)

区分		H30	H31	R2	計画との比較、傾向	
	実績	3, 163	3, 155	3, 182		
第1号被保険者	計画	3, 211	3, 284	3, 378	計画値を下回って推移しており、減少傾向にあります。	
	差引	△ 48	△ 129	△ 196		
	実績	53	63	66	ほぼ計画値じおり堆放して	
第2号被保険者	計画	54	59	63		
	差引	Δ 1	4	3		
	実績	3, 216	3, 218	3, 248	総合事業の影響により、全	
合 計	計画	3, 265	3, 343	3, 441	体的に計画値を下回っていま	
	差引	△ 49	△ 125	△ 193	7.	

【介護保険事業状況報告 各年9月月報より】

④介護保険施設等整備

国庫補助事業(地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金)を活用し、耐震 改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規 模な修繕等を実施する事業として、施設改修の支援を行いました。

事業所種別	事業所数	実施年度
認知症対応型共同生活介護	1	平成30年度

(2) 要支援・要介護認定者数、認定率の推移

第7期介護保険事業計画から続く、要支援・要介護認定者数の推計を示し たものです。

要支援・要介護認定者数は年々増加すると予想され、第7期介護保険事業 計画の初年度である平成30年と令和22年の認定者数を比較した場合、増 加率では10.0%、人数では320人余り増加すると予想されます。

①要支援・要介護認定者数に係る実績と計画

(単	7:1	Ĺ

	区分	H30 (実績)	H31 (実績)	R2 (実績)	R3 (推計)	R4 (推計)	R5 (推計)	R7 (推計)	R22 (推計)
	要支援1	211	188	195	198	204	207	211	216
	要支援2	347	340	346	350	357	360	367	372
forter.	要支援計	558	528	541	548	561	567	578	588
第 1	要介護1	843	893	890	909	929	942	959	982
号被	要介護 2	599	547	565	578	592	602	612	628
保保	要介護3	376	408	361	367	378	381	387	395
険者	要介護4	472	485	527	537	548	555	565	577
白	要介護 5	315	294	298	303	310	314	318	323
	要介護計	2, 605	2, 627	2, 641	2, 694	2, 757	2, 794	2, 841	2, 905
	合 計	3, 163	3, 155	3, 182	3, 242	3, 318	3, 361	3, 419	3, 493
	要支援1	5	7	4	4	4	4	3	3
	要支援 2	1	3	4	4	4	4	4	3
frfe	要支援計	6	10	8	8	8	8	7	6
第 2	要介護1	17	19	18	18	17	17	16	11
号被	要介護2	5	10	13	14	13	13	13	9
保保	要介護3	7	4	5	5	5	5	5	4
険者	要介護4	8	9	8	8	8	8	7	5
19	要介護 5	10	11	14	15	15	14	14	9
	要介護計	47	53	58	60	58	57	55	38
	合 計	53	63	66	68	66	65	62	44
	要支援1	216	195	199	202	208	211	214	219
	要支援2	348	343	350	354	361	364	371	375
	要支援計	564	538	549	556	569	575	585	594
総	要介護1	860	912	908	927	946	959	975	993
	要介護2	604	557	578	592	605	615	625	637
0.1	要介護3	383	412	366	372	383	386	392	399
計	要介護4	480	494	535	545	556	563	572	582
	要介護5	325	305	312	318	325	328	332	332
	要介護計	2, 652	2, 680	2, 699	2, 754	2, 815	2, 851	2, 896	2, 943
	合 計	3, 216	3, 218	3, 248	3, 310	3, 384	3, 426	3, 481	3, 537

【介護保険事業状況報告(月報)、厚生労働省見える化システム将来推計】 【各年9月30日現在】

②要支援・要介護認定率に係る実績と計画

2	②要支援・要介護認定率に係る実績と計画 (単位%)									
	区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22	
第:者	1 号被保険	17. 1	17.0	17.0	17.3	17. 7	17. 9	18. 2	19.8	
	前期高齢者	3.6	3. 5	3. 3	3. 2	3. 2	3. 2	3. 2	3. 2	
	後期高齢者	28.8	28. 8	29. 3	29. 7	30. 1	30. 1	30. 1	29. 9	

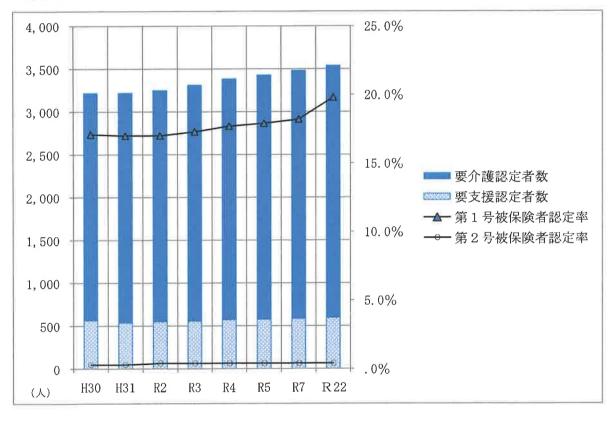
0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4

【介護保険事業状況報告(月報)、厚生労働省見える化システム将来推計】

【各年9月30日現在】

■要支援・要介護認定者数、認定率の推移 グラフ

第2号被保険者



(3) 介護サービスの利用率の推移

① 施設・居住系サービス利用率の実績と計画

認定者数に占める施設・居住系サービスの利用者割合の推移です。

(単位:%)位:%) R2 (見込) 分 H30 H31 **R3 R4 R5** R7 R22 区 〇居宅(介護予防)サービス 0.7 0.9 0.9 0.8 0.8 0.9 0.9 特定施設入居者生活介護 0.8 ○地域密着型(介護予防)サービス 9.7 9.6 認知症対応型共同生活介護 10.1 10.1 10.2 10.1 9.8 9.4 地域密着型特定施設入居者生活介護 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 地域密着型介護老人福祉施設入所者 1.7 1.7 1.8 1.8 1.8 1.8 1.7 1.6 生活介護 ○施設サービス 介護老人福祉施設 7.9 7.9 7.8 7.6 7.5 7.4 7.5 7.4 介護老人保健施設 4.3 4.2 4.2 4.8 4.5 4. 1 4. 1 4.5 0.0 0.1 0.0 2.2 2.2 2.2 3.0 2.9 介護医療院

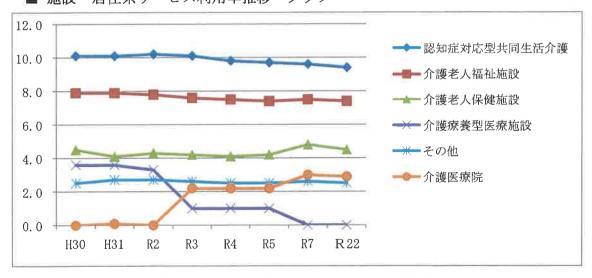
> 1.0 【介護保険事業状況報告(年報)、厚生労働省見える化システム将来推計】

1.0

1.0

■ 施設・居住系サービス利用率推移 グラフ

介護療養型医療施設



3.6

3.3

3.6

※ 地域密着型特定施設入居者生活介護について、本市では、該当施設がないため、 数値が0となっています。

② 在宅サービス利用率の実績と計画

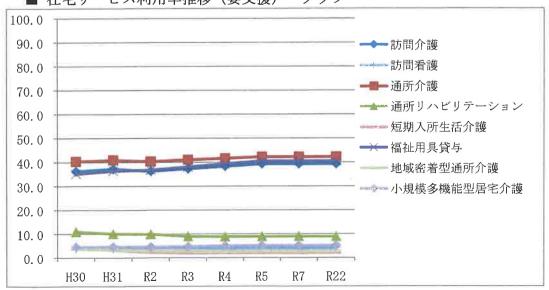
在宅サービス対象者数に対する在宅サービス利用者割合の推移です。

(単位:%)

							(単	位:%)
区 分	H30	H31	R2 (見込)	R3	R4	R5	R7	R22
居宅(介護予防)サービス								
訪問介護 (ホームヘルプ)	36. 2	37. 2	36. 3	37. 3	38. 3	39. 3	39. 3	39. 3
訪問入浴介護	0.7	0, 6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
訪問看護	3.9	4.0	3.9	4.0	4.0	4. 1	4. 1	4. 1
訪問リハビリテーション	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4
居宅療養管理指導	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9
通所介護 (デイサービス)	40.4	41.0	40.4	41. 1	41.7	42.3	42. 3	42. 3
通所リハビリテーション (デイケア)	11.0	10.1	9.9	9.0	8. 9	8. 9	9.0	8.9
短期入所生活介護 (ショートステイ)	4.0	3.3	2.3	2.0	2. 1	2. 1	2. 1	2. 1
短期入所療養介護 (老健)	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
短期入所療養介護 (病院等)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
短期入所療養介護 (介護医療院)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉用具貸与	35. 2	36.5	36.8	38. 1	39. 4	40.5	40.5	40.5
福祉用具購入費	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
住宅改修費	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3
介護予防支援・居宅介護支援	71.1	70.8	69.1	68. 9	68. 5	68.3	68. 2	68. 2
ル 地域密着型(介護予防)サービス								
地域密着型通所介護	3. 7	3, 5	3. 1	2. 9	2.8	2.8	2.8	2.8
認知症対応型通所介護	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.8	1. 7	1.7
小規模多機能型居宅介護	4.6	4.8	4. 7	4.9	5. 1	5. 2	5. 2	5.2

【介護保険事業状況報告(年報)、厚生労働省見える化システム将来推計】

■ 在宅サービス利用率推移(要支援) グラフ



(4)介護予防サービスに係る費用等の計画

第8期介護保険事業計画期間におけるサービス費用等の計画です。 日常生活圏域ニーズ調査の結果と第7期介護保険事業計画期間の実績を勘案 し、厚生労働省地域包括ケア見える化システムにより算出しました。

(給付費/年、人数・回数/月)

区分		R3	R4	R5	R7	R22
①介護予防サービス						
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	C
	給付費(千円)	538	539	539	539	539
 訪問看護	回数(回)	8	8	8	8	8
	人数(人)	2	2	2	2	2
	給付費(千円)	0	0	0	0	(
訪問リハビリテーション	回数(回)	0	0	0	0	(
	人数(人)	0	0	0	0	(
	給付費(千円)	0	0	0	0	(
居宅療養管理指導	人数(人)	0	0	0	0	(
通所リハビリテーション	給付費(千円)	17, 032	17, 504	17, 504	17, 757	18, 219
(デイケア)	人数(人)	45	46	46	47	48
	給付費(千円)	0	0	0	0	(
短期入所生活介護(ショー	回数(回)	0	0	0	0	(
トステイ) 	人数(人)	0	0	0	0	(
	給付費(千円)	0	0	0	0	(
短期入所療養介護	回数(回)	0	0	0	0	
(老健)	人数(人)	0	0	0	0	(
	給付費(千円)	0	0	0	0	(
短期入所療養介護	回数(回)	0	0	0	0	
(病院等)	人数(人)	0	0	0	0	
	給付費(千円)	5, 725	6, 074	6, 377	6, 427	6, 57
福祉用具貸与	人数(人)	114	121	127	128	13
	給付費(千円)	462	462	462	462	46
福祉用具購入費	人数(人)	2	2	2	2	
15 . I I I I th	給付費(千円)	2, 519	2, 519	2, 519	2, 519	2, 51
住宅改修費	人数(人)	2	2	2	2	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
(軽費老人ホーム等)	人数(人)	0	0	0	0	(
②地域密着型介護予防サ	ービス					
	給付費(千円)	0	0	0	0	(
認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	(
	人数(人)	0	0	0	0	(
	給付費(千円)	10, 653	10, 659	11, 249	12, 237	12, 23'
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	12	12	13	14	14
認知症対応型共同生活介	給付費(千円)	0	0	0	0	(
護(グループホーム)	人数(人)	0	0	0	0	(
③介護予防支援	給付費(千円)	8, 110	8, 328	8, 434	8, 541	8, 702
(予防プラン作成等)	人数(人)	152	156	158		163
合 計	給付費(千円)	45, 039			48, 482	49, 256

(5) 介護サービスに係る費用等の計画

第8期介護保険事業計画期間におけるサービス費用等の計画です。 日常生活圏域ニーズ調査の結果と第7期介護保険事業計画期間の実績を勘案 し、厚生労働省地域包括ケア見える化システムにより算出しました。

(給付費/年、人数・回数/月)

区)	R3	R4	R5	R7	R22
①居宅サービス						
	給付費(千円)	883, 862	956, 277	1, 003, 736	1, 024, 813	1, 035, 991
訪問介護 (ホームヘルプ)	回数(回)	26, 425	28, 577	30, 000	30, 637	30, 963
	人数(人)	892	945	987	1,005	1, 019
	給付費(千円)	8, 506	9, 016	9, 016	9, 016	9, 016
訪問入浴介護	回数(回)	60	63	63	63	63
	人数(人)	14	15	15	15	18
	給付費(千円)	56, 000	57, 887	60, 096	61, 470	61, 983
訪問看護	回数(回)	1, 029	1, 062	1, 103	1, 127	1, 139
	人数(人)	94	97	101	103	104
	給付費(千円)	17, 814	19, 808	20, 362	20, 711	20, 711
 訪問リハビリテーション	回数(回)	522	579	596	606	606
	人数(人)	31	34	35	36	36
I to the stee stee life life life	給付費(千円)	2, 354	2, 437	2, 437	2, 437	2, 437
居宅療養管理指導	人数(人)	23	24	24	24	24
	給付費(千円)	860, 197	911, 092	953, 429	969, 548	983, 149
通所介護 (デイサービス)	回数(回)	9, 533	10, 109	10, 589	10, 768	10, 924
[(7/1/9-6/7)	人数(人)	982	1, 028	1, 063	1, 081	1, 097
	給付費(千円)	148, 939	153, 556	158, 326	161, 181	163, 566
通所リハビリテーション	回数(回)	1, 509	1, 557	1, 602	1, 630	1, 657
(デイケア) 	人数(人)	170	173	177	180	183
	給付費(千円)	70, 734	76, 340	77, 652	79, 047	79, 04
短期入所生活介護	回数(回)	767	822	838	854	854
(ショートステイ) 	人数(人)	48	51	52	53	45
	給付費(千円)	2, 185	2, 186	2, 186	2, 186	2, 186
短期入所療養介護	回数(回)	16	16	16	16	16
(老健) 	人数(人)	2	2	2	2	4
	給付費(千円)	0	0	0	0	(
短期入所療養介護 (病院等)	回数(回)	0	0	0	0	(
(炯)死守/ 	人数(人)	0	0	0	0	(
短 N 田 日 代 上	給付費(千円)	100, 046	106, 660	111, 549	113, 114	115, 249
福祉用具貸与	人数(人)	797	850	888	901	918
与打田日畔~弗	給付費(千円)	2, 639	2, 639	2, 639	2, 639	2, 639
福祉用具購入費 	人数(人)	9	9	9	9	é
1- 1- 16 th #	給付費(千円)	6, 514	6, 514	7, 696	7, 696	7, 696
住宅改修費	人数(人)	6	6	7	7	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	67, 556	67, 594	69, 902	72, 451	74, 538
(軽費老人ホーム等)	人数(人)	28	28	29	30	31

区 分		R3	R4	R5	R7	R22
②地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪	給付費(千円)	0	0	0	0	0
問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0
大胆丸皮型 (計用入类	給付費(千円)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	50, 802	56, 226	57, 964	57, 964	57, 964
認知症対応型通所介護	回数(回)	466	518	534	534	534
	人数(人)	39	43	44	44	44
	給付費(千円)	258, 960	278, 605	285, 699	290, 689	293, 845
小規模多機能型居宅介護 	人数(人)	106	114	117	119	120
認知症対応型共同生活介	給付費(千円)	1, 029, 666	1, 030, 237	1, 030, 237	1, 030, 237	1, 030, 237
護(グループホーム)	人数(人)	333	333	333	333	333
地域密着型特定施設入居	給付費(千円)	0	0	0	0	0
者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉	給付費(千円)	195, 477	195, 585	195, 585	195, 585	195, 585
施設入所者生活介護	人数(人)	58	58	58	58	58
岩入刑 耳 12 m	給付費(千円)	0	0	0	0	0
複合型サービス	人数(人)	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	85, 787	85, 797	87, 984	90, 281	90, 281
地域密着型通所介護	回数(回)	750	751	770	791	791
	人数(人)	69	69	71	73	73
③施設サービス						
△	給付費(千円)	802, 503	802, 949	806, 372	825, 944	825, 651
介護老人福祉施設	人数(人)	253	253	254	261	261
Λ=# +Z 1 /□ /p++Z=Ω	給付費(千円)	430, 756	430, 995	443, 842	514, 575	488, 376
介護老人保健施設 	人数(人)	139	139	143	166	158
介護医療院	給付費(千円)	337, 652	337, 839	337, 839	441, 922	446, 359
	人数(人)	74	74	74	103	104
介護療養型医療施設	給付費(千円)	138, 976	139, 053	139, 053		
	人数(人)	33	33	33		
· ④居宅介護支援	給付費(千円)	250, 146	256, 791	259, 992	263, 500	268, 880
(ケアプラン作成等)	人数(人)	1, 495	1, 534	1, 553	1, 574	1, 606
合 計	給付費(千円)	5, 808, 071	5, 986, 083	6, 123, 593	6, 237, 006	6, 255, 386

区分	R3	R4	R5	R7	R22
総 給 付 費 (千円)	5, 853, 110	6, 032, 168	6, 170, 677	6, 285, 488	6, 304, 642

〇介護給付費に係る追加的需要の見込み

※追加的需要の見込みについては、国及び県による一定の推計方法により より算定しています。

・医療計画との整合性に係る追加的需要

地域医療構想を含む医療計画・介護保険事業計画においては、令和7年を 見据え、双方の計画の整合性を図ることとしています。

療養病床からの移行分については、厚生労働省医政局が示した各自治体分の追加需要(固定値)から、介護医療院等への転換分を除いた分を追加需要として算定しています。

(単位:人)

			R7		
追加需要(療養病床からの移行分) ①			141. 50		
介護医療院等への	の転換	2	120. 20		
介護保険事業計	画における追加需要	3	21. 30		
00H=	施設サービス (③×0.566)		12. 06		
③の内訳	在宅サービス(③×0.434)		9. 25		

	サービス名			
施設サービス	介護老人福祉施設	1	3	
	介護老人保健施設	4	10	
	訪問介護	1	5	
在宅サービス	通所介護	1	5	

※令和5年度推計は、第8期計画終了時点の数値に補正(×6/8)し、 第7期計画で見込んだ数値を差し引いた上で整数に調整した数値

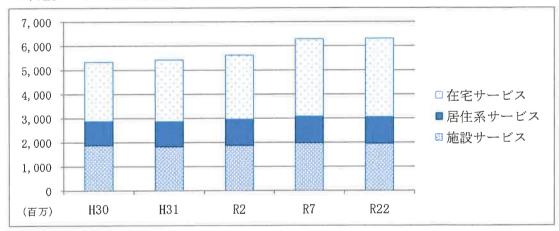
(6) 介護サービス別の給付費と構成比の推移

将来における介護サービス別給付費の推移と給付費総額における構成比を表示しています。

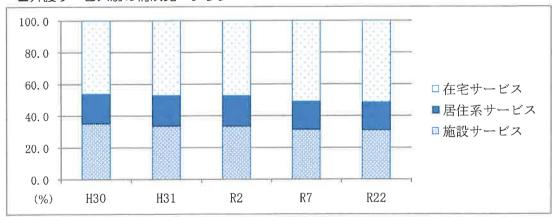
高齢化の進行により、今後、給付費総額は右肩上がりで推移し、特に在宅 サービスの伸びが大きいものと見込まれます。

X	分	H30	H31	R2	R7	R22
+	給付費 (千円)	2, 461, 458	2, 555, 460	2, 656, 137	3, 204, 774	3, 243, 896
在宅サービス	構成比(%)	46. 1	47. 1	47. 3	51.0	51.5
日本大山 187	給付費 (千円)	997, 130	1, 040, 789	1, 081, 348	1, 102, 688	1, 104, 775
居住系サービス	構成比(%)	18. 7	19. 2	19. 3	17. 5	17. 5
+F=□.11. 10 m	給付費 (千円)	1, 882, 151	1, 827, 111	1, 879, 328	1, 978, 026	1, 955, 971
施設サービス	構成比(%)	35, 2	33. 7	33. 5	31. 5	31.0
合	計	5, 340, 739	5, 423, 360	5, 616, 813	6, 285, 488	6, 304, 642

■介護サービス別の給付費 グラフ



■介護サービス別の構成比 グラフ



【厚生労働省地域包括ケア見える化システム将来推計】

(7) 市内の介護保険事業所

(R2.12現在) 事業所数 定員 分 圏 域 \boxtimes 五所川原圏域 24 金木圏域 4 居宅介護支援 2 市浦圏域 計 30 五所川原圏域 27 金木圏域 6 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 市浦圏域 1 計 34 訪問入浴介護 五所川原圏域 1 7 五所川原圏域 金木圏域 1 訪問看護 1 市浦圏域 居 9 訪問リハビリテーション 五所川原圏域 2 宅 五所川原圏域 18 546 サ 3 95 金木圏域 通所介護 (デイサービス) ※定員/1日] 市浦圏域 1 40 Ľ 22 681 計 五所川原圏域 3 150 ス 通所リハビリテーション 金木圏域 1 34 (デイケア) ※定員/1日 4 184 計 五所川原圏域 4 48 金木圏域 1 8 短期入所生活介護(ショートステイ) 10 市浦圏域 1 計 6 66 五所川原圏域 1 空床利用 金木圏域 空床利用 短期入所療養介護 (ショートスティ) 1 計 2 特定施設入居者生活介護 五所川原圏域 1 30 (外部サービス利用型) 五所川原圏域 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

	区 分	圏 域	事業所数	定員
居		五所川原圏域	22	484
ビ宅スサ	有料老人ホーム・ サービス付き高齢者住宅	金木圏域	5	88
1) as the label to a	计	27	572
		五所川原圏域	4	55
		金木圏域	1	12
地	地域密着型通所介護※定員/1日	市浦圏域	1	10
 域		計	6	77
		五所川原圏域	4	20
密	認知症対応型通所介護 ※定員/1日	金木圏域	1	3
着		計	5	23
型		五所川原圏域	16	225
サー	認知症対応型共同生活介護	金木圏域	6	90
	(グループホーム)	市浦圏域	1	18
10		計	23	333
ビ	小規模多機能型居宅介護 ※定員/1日	五所川原圏域	4	112
ス		五所川原圏域	1	29
	地域密着型介護老人福祉施設(ミニ特養)	金木圏域	1	29
		伟	2	58
		五所川原圏域	3	180
施	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	金木圏域	1	50
設	月 護名八個性肥成(竹別後後名八か ム)	市浦圏域	1	30
サ		計	5	260
		五所川原圏域	1	100
	介護老人保健施設(老人保健施設)	金木圏域	1	100
ピ		計	2	200
ス	介護医療院	五所川原圏域	1	12
	介護療養型医療施設 (療養型病床群等)	金木圏域	1	101
	訪問型サービス(現行)	上記 訪問介護・		地域密着
総	通所型サービス (現行)	型通所介護と一体	運営	
合事業		五所川原圏域	3	20
業	通所型サービスC※定員/1日	金木圏域	1	5
		計	4	25

3. 取組のための体制強化

(1)介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化

介護分野で働く人材の確保に向けて、国・県・関係団体と連携し、事業者や 市民に対し、養成講座や各種研修等必要な情報提供を行い、専門職の育成や資 質及び技術の向上のための支援を行うと共に、イベント等で介護職の魅力啓発 に務めます。また、業務仕分けやICTの導入といった介護現場の革新、文書 負担の軽減に取り組んでいきます。

(2) 災害対策・感染症対策に係る体制整備

①災害対策

災害発生時に対する備えとして、避難訓練の実施や物資などの備蓄状況について定期的に確認を行っていきます。また、介護事業所等関係機関との連携を強化し、集団指導や研修会等を活用した防災啓発活動に取り組んでいきます。

②感染症対策

感染症発生時に備えた研修・訓練等について定期的に確認を行っていきます。 また、サービス継続のため、必要な消毒液等の物資の備蓄及び介護事業者間 の協力体制の整備や、関係機関との連携強化、介護事業所等との連絡および報 告体制の整備強化に取り組んでいきます。

第5章 介護保険料

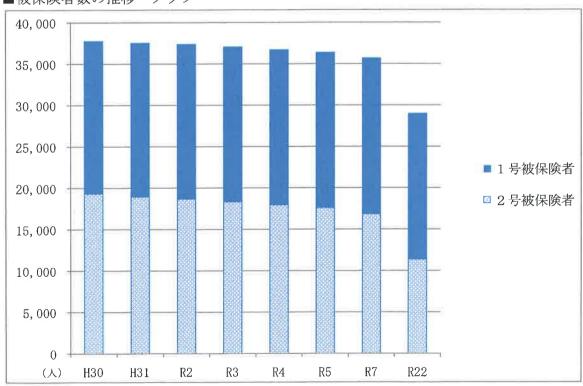
1. 被保険者の推移

高齢化の進行により、第1号被保険者は増加傾向にあるものの、令和7年を ピークに減少していくと見込まれ、第2号被保険者は出生率の低下等により、 減少幅が著しいので、被保険者全体としては年々減少していくと見込まれます。

(単位:人)

区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R7	R22
第1号	18, 450	18, 570	18, 695	18, 721	18, 744	18, 770	18, 819	17, 627
第2号	19, 325	18, 965	18, 687	18, 323	17, 958	17, 593	16, 864	11, 345
合 計	37, 775	37, 535	37, 382	37, 044	36, 702	36, 363	35, 683	28, 972

■被保険者数の推移 グラフ



※1 H30~R2…9月30日現在の住民基本台帳人口による。

※2 R3~R22…国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」と 住民基本台帳人口の増減率を勘案して算出。

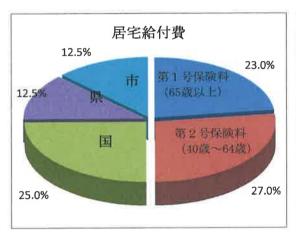
2. 介護保険制度の財源

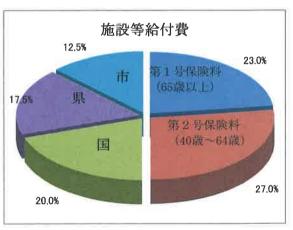
(1)介護給付費の財源

要支援・要介護の認定を受けた方が利用する介護給付費(介護サービスの費用)は原則として、所得に応じてサービス費用の1割~3割をサービスの利用者が負担し、それ以外の分が介護保険から給付されます。

介護保険の財源は、下図のとおり、国・県・市の公費と40歳以上の方が 支払う介護保険料で賄われています。

公費負担の割合は、施設等給付費(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護)の場合と居宅給付費(施設 等給付費以外の給付費)の場合とで異なります。

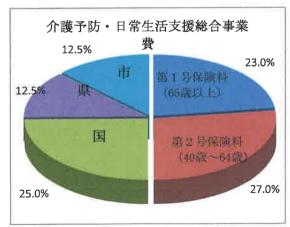


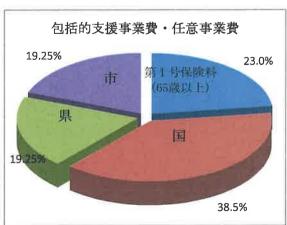


(2) 地域支援事業費の財源

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加、介護予防に向けた 取組等、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症施策を一体的に推進しな がら地域で高齢者を支えていく体制を構築するために各事業を実施しています。

介護予防・日常生活支援総合事業の財源負担割合は居宅給付費と同様ですが、 包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の負担はなく公費で賄っています。





3. 第1号被保険者保険料の算定

第1号被保険者保険料は、介護給付費等に係る総費用、被保険者数の推計及び 介護保険法施行令の改正による見直し等を勘案して算出しました。

介護認定者数の多くを占める75歳以上の高齢者の増加により、介護給付費が第7期計画期間より10.2%余り増加することが見込まれること、また、地域支援事業の事業拡充が見込まれることから、介護保険特別会計の財政基盤の安定を図るため、基準月額を第7期介護保険事業計画から100円(1.5%)引き上げ、6,700円(年額80,400円)とします。

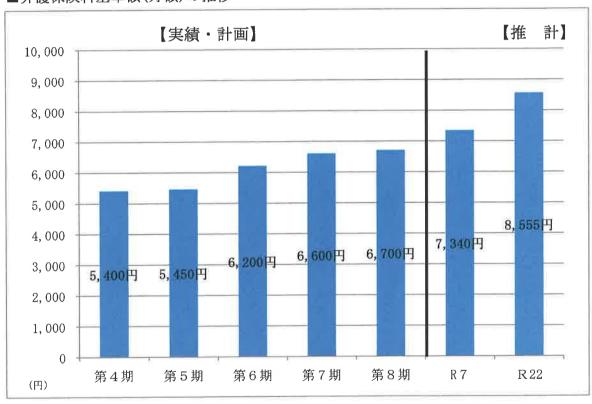
第7期計画期間(H30~R2) ※基準月額 6,600円								第8期計画期間(R3~R5) ※基準月額 6,700円			
区分		保険料率		年額(円)月額(円)		区分		保険料率	年額(円)月額(円)		
第 1 段階	生活保護受給 者、世帯全員が 住民税非課税の 老齢福祉年金受 給者又は本人年 金収入等80万円 以下	基準 額 × 0.45	基準 額 × 0.375	基準 額 × 0.3	H3O 35, 640 2, 970	29, 700 2, 475	R2 23, 760 1, 980	第 1 段階	生活保護受給 者、世帯全員が 住民税非課税の 老齢福祉年金受 給者又は本人年 金収入等80万円 以下	基準額 ×0.3	24, 120 2, 010
段第2階	世帯全員が住民 税非課税かつ本 人年金収入等80 万円超120万円以 下	基準 額 × 0.75	基準 額 × 0.625	基準 額 × 0.5	59, 400 4, 950	49, 500 4, 125	39, 600 3, 300	段 階	世帯全員が住民 税非課税かつ本 人年金収入等80 万円超120万円以 下	基準額 ×0.5	40, 200 3, 350
段第3	世帯全員が住民 税非課税かつ本 人年金収入等120 万円超	基準 額 × 0.75	基準 額 × 0.725	基準 額 × 0.7	59, 400 4, 950	57, 420 4, 785	55, 440 4, 620	段 段 階	世帯全員が住民 税非課税かつ本 人年金収入等120 万円超	基準額 ×0.7	56, 280 4, 690
與 段 4 階	世帯内に住民税 課税者がいる場合で、本人が住 民税非課税かつ 本人年金収入等 80万円以下	基注	準額×(0. 9		71, 280 5, 940		段 階	世帯内に住民税 課税者がいる場 合で、本人が住 民税非課税かつ 本人年金収入等 80万円以下	基準額 ×0.9	72, 360 6, 030
段 5 階	世帯内に住民税 課税者がいる場 合で、本人が住 民税非課税かつ 本人年金収入等 80万円超	基	準額×:	≛額×1.0 —		79, 200 6, 600		段 第 8	世帯内に住民税 課税者がいる場 合で、本人が住 民税非課税かつ 本人年金収入等 80万円超	基準額 ×1.0	80, 400 6, 700
段 第 6	住民税課税かつ 所得金額120万円 未満	基準額×1.2		95, 040 7, 920			段 段 階	住民税課税かつ 所得金額120万円 未満	基準額 ×1.2	96, 480 8, 040	
段7	住民税課税かつ 所得金額120万円 以上200万円未満	基	基準額×1.3		102, 960 8, 580		段 段 階	住民税課税かつ 所得金額120万円 以上210万円未満	基準額 ×1.3	104, 520 8, 710	
第 8 階	住民税課税かつ 所得金額200万円 以上300万円未満	基	基準額×1.5 118,800 9,900				段 8 階	住民税課税かつ 所得金額210万円 以上320万円未満	基準額 ×1.5	120, 600 10, 050	
第 段 階	住民税課税かつ 所得金額300万円 以上	基	準額×	1.7		134, 640 11, 220		段 段 階	住民税課税かつ 所得金額320万円 以上	基準額 ×1.7	136, 680 11, 390

4. 第1号被保険者保険料の推移

後期高齢者人口がピークを迎える第8期計画期以降は、介護予防事業の重点実施による要支援・要介護認定者数の抑制やケアプラン点検などの介護給付費適正化事業の推進による効果を見込んだとしても、後期高齢者数や高齢者のみの世帯の増加に加え、地域医療構想における在宅医療提供体制の整備とともに、在宅療養者のための介護サービス需要が増加していく見込みです。

今後も介護給付費の膨張が避けられないことから、介護保険制度の継続的な運営のため、令和22年度に向けて介護保険料の増加が想定されます。

■介護保険料基準額(月額)の推移



◇保険料の試算について

- ・「特定入所者介護サービス費等給付額」及び「高額介護サービス費等給付額」見直し に伴う影響額を、国が示した財政影響額の算出方法により計上しました。
- ・令和3年度介護報酬改定率については、各サービス別給付費に0.67%一律の改定率を反映させています。
- ・医療計画との整合性に係る追加需要を見込みました。
- ・ 令和 2 年度末介護保険財政調整基金剰余金の一部を充当しています。
- ・保険者機能強化推進交付金等を充当しています。

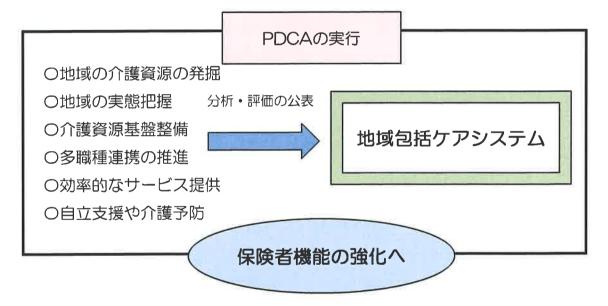
第6章 計画の進行管理

1. 目標達成状況の評価等及び公表

本計画は、各年度においてその達成状況を点検し、その結果に基づいて対策 を実施することが重要です。また、住民に対しても達成状況をホームページ等 により公表し、制度の見える化を推進します。

基本理念、基本方針に掲げた取組みや各施策の達成状況を分析し評価するために、本計画では各施策ごとに評価指標を設定しています。

本計画に基づき、繰り返し評価等を行い、保険者機能を高めていきます。



計画の評価にあたっては、「高齢社会対策検討委員会」に計画の進捗状況を 毎年度報告し、委員の意見を参考にしながら、また、地域包括ケア見える化シ ステムの地域間比較を活用し、次年度の計画推進に反映させていきます。

本計画は、令和3年度から令和5年度までの計画ですが、あわせて令和7年度及び令和22年度推計も示しています。

第8期と令和7年度の水準を比較して、第8期における目標を計画どおり 実行することを目標とし、第9期、第10期には更なる施策の充実を図ること ができるよう本計画を推進していきます。

参考資料

- ◇ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果
- ◇ 在宅介護実態調査結果
- ◇ 五所川原市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定経過
- ◇ 五所川原市高齢社会対策検討委員会設置要綱
- ◇ 五所川原市高齢社会対策検討委員会委員名簿

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(単位:%)

	指標		 五所川原市	ī	(単位:%) 再掲)令和元年度 日常生活圏域内訳		
No	(属性)	H30	R1	差異	五所川原	金木	市浦
E1	運動機能リスク高齢者の割合	16. 8	17. 3	0. 5	17. 6	16. 5	13. 5
E2	栄養改善リスク高齢者の割合	6. 7	6. 7	0. 0	6. 9	5. 6	6. 7
E3	咀嚼機能リスク高齢者の割合	34. 3	38. 5	4. 2	38. 7	38. 1	37. 1
E4	閉じこもりリスク高齢者の割合	25. 1	25. 6	0. 5	24. 3	26. 6	43. 8
E5	認知症リスク高齢者の割合	50. 4	48. 0	▲ 2.4	47. 6	48. 2	53. 9
E6	うつリスク高齢者の割合	38. 7	38. 5	▲ 0.2	39. 6	34. 2	37. 1
E7	IADLが低い高齢者の割合	7. 9	8. 2	0. 3	8. 3	7. 3	10, 1
E8	ボランティアに参加している高齢者の 割合	12. 0	12. 4	0. 4	12. 4	11. 8	15. 7
E9	スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合	11. 3	11. 3	0. 0	12. 5	7. 8	4. 5
E10	趣味関係のグループに参加している高齢者の割合	21. 1	21. 2	0. 1	21. 8	20. 2	13. 5
E11	学習・教養サークルに参加している高齢者の割合	7. 3	8. 0	0. 7	8. 1	7. 8	6. 7
E12	地域作りへの参加意欲のある高齢者の 割合	54. 2	49. 3	▲ 4.9	49. 9	47, 1	47. 2
E13	地域作りへの企画・運営として参加意 欲のある高齢者の割合	36. 0	34. 0	A 2. 0	33. 3	37. 5	32. 6
E14	転倒リスク高齢者の割合	32. 3	32. 9	0. 6	32. 8	31. 9	37. 1
E15	独居高齢者の割合	20. 1	19. 7	▲ 0.4	20. 5	17. 4	15. 7
E16	夫婦二人暮らし高齢者世帯の割合	34. 9	30. 6	▲ 4.3	30. 1	30. 8	37. 1
E17	配食ニーズありの高齢者の割合	8. 2	7. 4	▲ 0.8	7. 4	5. 9	12. 4
E18	買い物ニーズありの高齢者の割合	5. 2	5. 9	0. 7	6. 3	4. 5	5. 6
E19	介護が必要な高齢者の割合	6. 6	9. 7	3. 1	10. 2	7. 6	9. 0
E20	介護は必要だが現在は受けていない高 齢者の割合	10. 2	6. 3	▲ 3.9	5. 8	8. 1	6. 7
E21	現在の暮らしが苦しい高齢者の割合	39. 4	40. 3	0. 9	41. 7	36. 4	31.5
E22	情緒的サポートをくれる相手がいる者 の割合	94. 1	93. 1	1.0	93. 0	93. 0	95. 5
E23	情緒的サポートを与える相手がいる者 の割合	91. 4	90. 2	▲ 1.2	90. 1	91. 0	87. 6
E24	手段的サポートをくれる相手がいる者 の割合	93. 6	89. 5	▲ 4. 1	89. 5	89. 1	92. 1
E25	手段的サポートを与える相手がいる者 の割合	81.5	79. 3	▲ 2. 2	79. 4	77. 9	83. 1
E26	主観的健康感の高い高齢者の割合	78. 1	73. 4	▲ 4. 7	73. 3	74. 5	69. 7
E27	主観的幸福感の高い高齢者の割合	43. 1	38. 0	▲ 5.1	37. 9	37. 8	41.6

厚生労働省 地域包括ケア見える化システム「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査指標」より

◇在宅介護実態調査結果 (令和2年7月実施)

属性:在宅要介護認定更新者 回収 266 人 回収率 66.5% (各設問ごとの回答者数は、図表中に「n=回答者数」として標記しています。)

1 基本調査項目(A票)

- 問 回答者について
- 問1 世帯類型
- 問2 家族・親族からの介護頻度
- 問3 主な介護者
- 間4 主な介護者の方の性別
- 問5 主な介護者の方の年齢
- 問6 主な介護者の方が行っている介護等について
- 問7 介護を理由とした離職状況
- 問8 「介護保険サービス以外」の利用している支援・サービス6
- 問9 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス
- 問10 施設等へ入所・居検討状況
- 問11 現在抱えている傷病
- 問 12 訪問診療の利用状況
- 問 13 介護保険サービスの利用状況
- 問 14 介護保険サービスを利用していない理由
- 問 15 「かかりつけ医」の有無
- 問 16 在宅医療の利用意向
- 問17 在宅医療を希望しない理由
- 問 18 終末期について
- 問 19 在宅医療や在宅介護を進めるために必要なこと

2 主な介護者様用の調査項目(B票)

- 問1 主な介護者の勤務形態
- 間2 主な介護者の働き方の調整について
- 問3 仕事と介護の両立に効果がある支援について
- 問4 今後の仕事と介護の両立について
- 問5 介護者が不安に感じる介護等について

3 要介護認定データ

1 基本調査項目(A票)

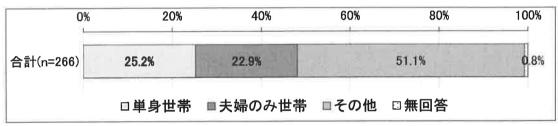
問 現在、この調査票にご回答を頂いているのは、どなたですか。

ご回答頂いているのは、どなたですか(いくつでも)	回答数	割合
1.調査対象者本人	62	23.3%
2.主な介護者となっている家族・親族	188	70.7%
3.主な介護者以外の家族・親族	11	4.1%
4.その他	14	5.3%
5.無回答	11	4.1%

問1 世帯類型について、ご回答ください

・「単身世帯」が25.2%、「夫婦のみ世帯」は22.9%となっています。

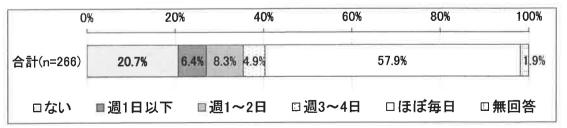
図表1-1 世帯類型(単数回答)



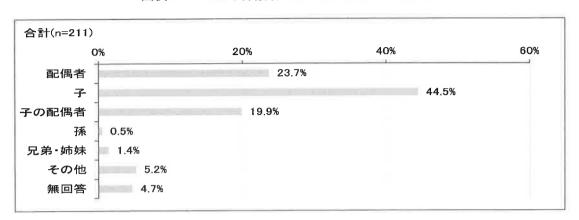
問2 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)

・「ほぼ毎日」(57.9%)が最も多く、次いで「週1~2日」(8.3%)、「週1日以下」(6.4%)、「週3~4日」(4.9%)の順です。一方、「ない」は20.7%となっています。

図表1-2 家族等による介護の頻度(単数回答)



・「子」(44.5%)が最も多く、次いで「配偶者」(23.7%)、「子の配偶者」(19.9%)の順です。



図表1-3 ★主な介護者の本人との関係(単数回答)

問4 主な介護者の方の性別について、ご回答ください

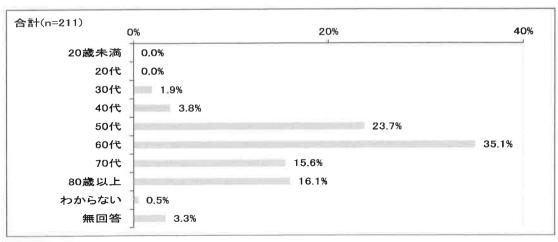
・「男性」が 24.2%、「女性」が 73.0%となっています。



図表1-4 ★主な介護者の性別(単数回答)

問5 主な介護者の方の年齢についてご回答ください。

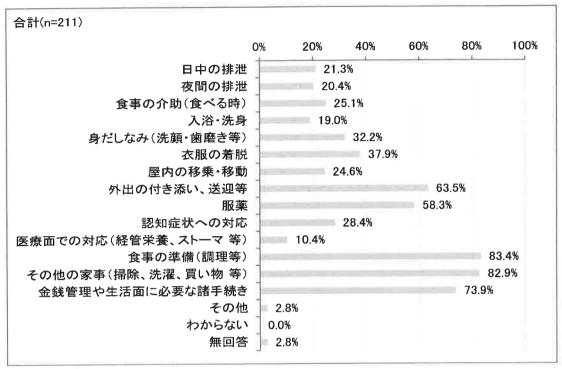
・「60 代」(35.1%)が最も多く、次いで「50 代」(23.7%)、「80 代以上」(16.1%)、「70 代」(15.6%)の順です。



図表1-5 主な介護者の年齢(単数回答)

問6 現在、主な介護者の方が行っている介護等についてご回答ください。

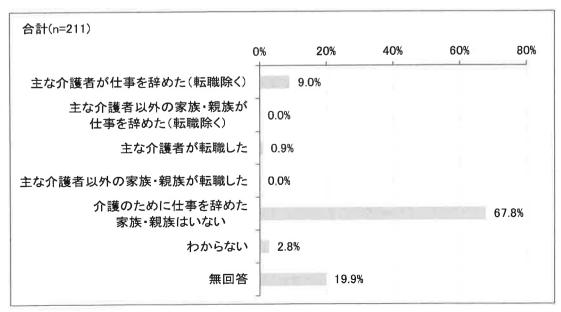
・「食事の準備 (調理等)」(83.4%)が最も多く、次いで「その他の家事 (掃除、洗濯、買い物等)」(82.9%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(73.9%)、「外出の付き添い、送迎等」(63.5%)、「服薬」(58.3%)の順です。



図表1-6 ★主な介護者が行っている介護(複数回答)

問7 ご家族やご親族の中で、ご本人(認定調査対象者)の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません)

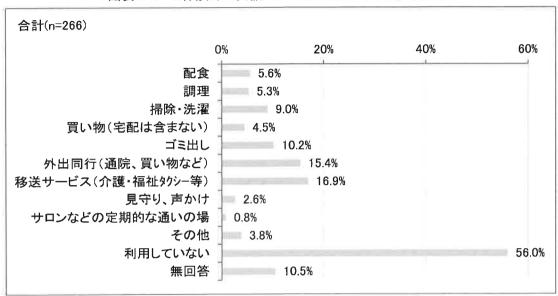
・「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」(67.8%)が最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(9.0%)となっています。



図表1-7 介護のための離職の有無(複数回答)

問8 「介護保険サービス以外」で、現在利用している支援・サービスについて、ご回答ください

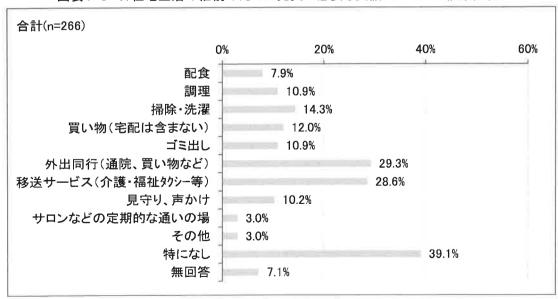
- ・「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(16.9%)が最も多く、次いで「外出同行(通院・福祉タクシー等)」(15.4%)、「ゴミ出し」(10.2%)の順です。
- ・一方、「利用していない」は56.0%となっています。



図表1-8 ★保険外の支援・サービスの利用状況(複数回答)

問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください

・「外出同行(通院、買い物など)」(29.3%)が最も多く、次いで「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(28.6%)、「掃除・洗濯」(14.3%)、「買い物(宅配は含まない)」(12.0%)の順です。一方、「特になし」は39.1%となっています。



図表1-9 ★在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス(複数回答)

間10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください

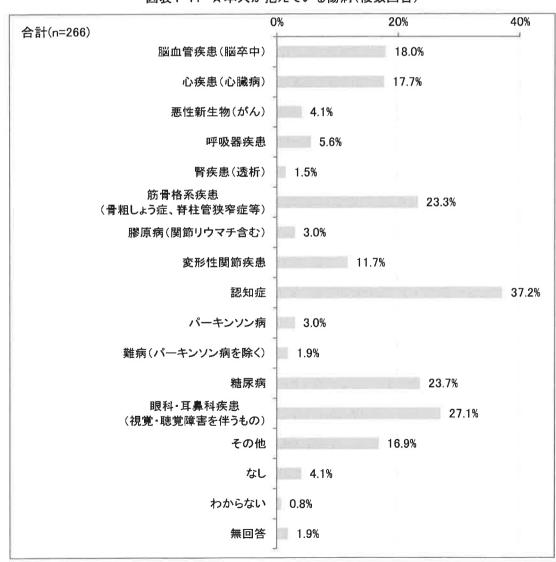
・「検討していない」(60.5%)が最も多く、次いで「検討中」(25.9%)、「申請済み」(7.5%)の順です。



図表1-10 施設等検討の状況(単数回答)

問11 ご本人(調査対象者)が、現在抱えている傷病について、ご回答ください

「認知症」(37.2%)が最も多く、次いで「眼科・耳鼻科系疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)」
 (27.1%)、「糖尿病」(23.7%)、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」(23.3%)の順です。一方、「なし」は4.1%となっています。

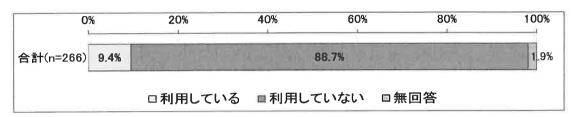


図表1-11 ★本人が抱えている傷病(複数回答)

問12 ご本人(認定調査対象者)は、現在、訪問診療を利用していますか

・「利用している」が9.4%、「利用していない」が88.7%となっています。

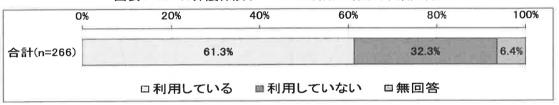
図表1-12 ★訪問診療の利用の有無(単数回答)



問13 現在、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用していますか

• 「利用している」が61.3%、「利用していない」が32.3%となっています。

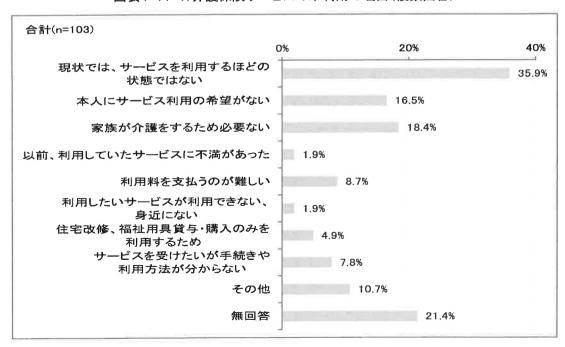
図表1-13 ★介護保険サービスの利用の有無(単数回答)



問14 《問13で「2.」(介護保険サービスを利用していない)を回答した方にお伺いします。》 介護保険サービスを利用していない理由は何ですか

・「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」(35.9%)が最も多く、次いで「家族が介護をするため必要ない」(18.4%)、「本人にサービス利用の希望がない」(16.5%)、「利用料を支払うのが難しい」(8.7%)の順です。

図表 1-14 ★介護保険サービスの未利用の理由(複数回答)



問 1 5 日頃から健康状態を把握し健康管理上のアドバイスをしてくれる身近な「かかりつけ医」はいますか

• 「いる」(53.4%)が最も多く、次いで「よく行く病院はある」(39.8%)、「いない」(4.1%)の順です。

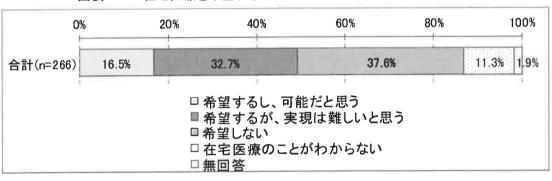
図表1-15 かかりつけ医の有無(単数回答)



問 1 6 病気になって医療が必要になった場合、在宅医療を希望しますか。また、実現可能だと思いますか

・「希望しない」(37.6%)が最も多く、次いで「希望するが、実現は難しいと思う」(32.7%)、「希望するし、可能だと思う」(16.5%)の順です。一方、「在宅医療のことがわからない」は(11.3%)となっています。

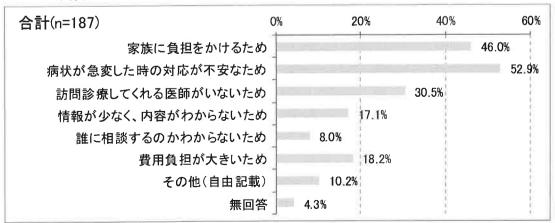
図表1-16 在宅医療を希望するか、また実現可能と思うか(単数回答)



問17 在宅医療を希望しない、または実現がむずかしい理由は何ですか

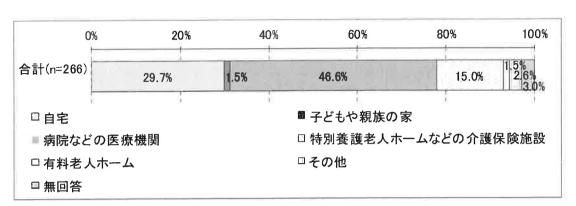
- ・「病状が急変した時の対応が不安なため」(52.9%)が最も多く、次いで「家族に負担をかけるため」 (46.0%)、「訪問診療してくれる医師がいないため」(30.5%)の順です。
- ・その他の意見は、「独居でいろいろな事が不安な為」、「現在診られている医師以外に診られたくない」などが挙げられています。

図表1-17 在宅医療を希望しない、または実現がむずかしい理由(複数回答)



問18 終末期(病気などで回復の見込みがなく死期が迫っている時期)をどこで過ごしたいと思いま すか

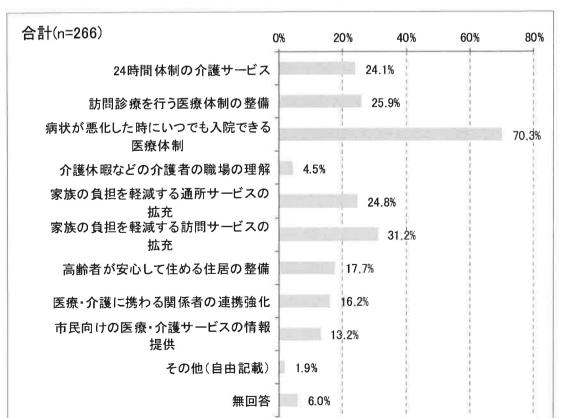
・「病院などの医療機関」(46.6%)が最も多く、次いで「自宅」(29.7%)、「特別養護老人ホームなどの介護 保険施設」(15.0%)の順です。



図表1-18 終末期をどこで過ごしたいか(単数回答)

問19 今後、在宅医療や在宅介護を進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか

- 「病状が悪化した時にいつでも入院できる医療体制」(70.3%)が最も多く、次いで「家族の負担を軽減する訪問サービスの拡充」(31.2%)、「訪問診療を行う医療体制の整備」(25.9%)、「家族の負担を軽減する通所サービスの拡充」(24.8%)、「24時間体制の介護サービス」(24.1%)の順です。
- ・その他の意見は「全て必要」、「介護者の子ども達、孫達が現状を理解し、生活を変える意識のきっか け作り」などが挙げられています。



図表1-19 今後の在宅医療、介護の推進に必要だと思うこと(複数回答)

2 主な介護者様用の調査項目(B票)

問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください

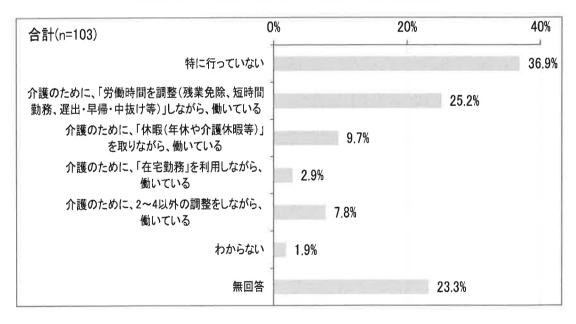
・「働いていない」(48.8%)が最も多く、次いで「フルタイム勤務」(18.0%)、「パートタイム勤務」 (17.5%)の順です。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 合計(n=211) 18.0% 17.5% 48.8% 1.9% 13.7% ロフルタイム勤務 ■パートタイム勤務 □働いていない □わからない □無回答

図表 2-1 主な介護者の勤務形態(単数回答)

問2 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか

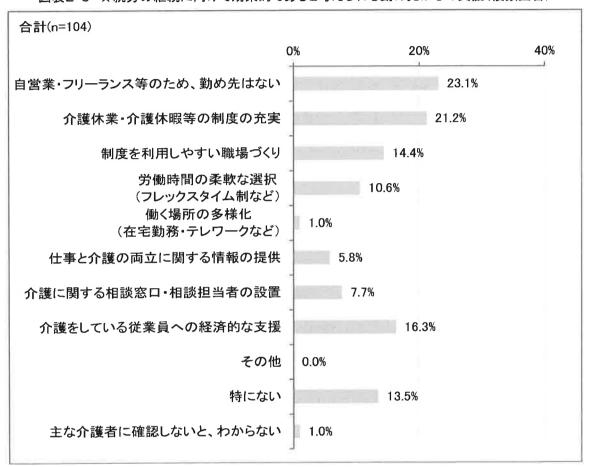
・「特に行っていない」(36.9%)が最も多く、次いで「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」(25.2%)、「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」(9.7%)、「介護のために、2~4以外の調整をしながら、働いている」(7.8%)の順です。



図表2-2 主な介護者の働き方の調整状況(複数回答)

問3 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いま すか

・「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」(23.1%)が最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」(21.2%)、「介護をしている従業員への経済的な支援」(16.3%)、「制度を利用しやすい職場づくり」(14.4%)の順です。



図表2-3 ★就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援(複数回答)

問4 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

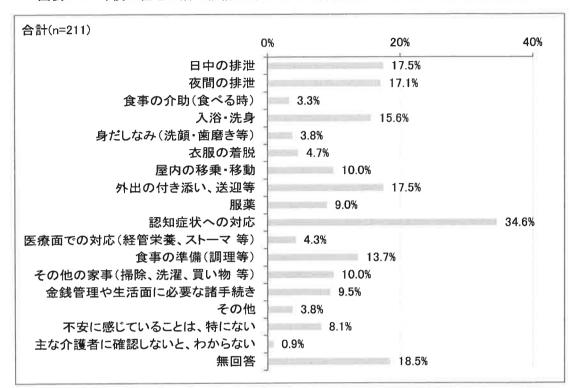
・「問題はあるが、何とか続けていける」(48.1%)が最も多く、次いで「問題なく、続けていける」 (13.5%)、「続けていくのは、やや難しい」(8.7%)、「続けていくのは、かなり難しい」(5.8%)の 順です。



図表2-4 主な介護者の就労継続の可否に係る意識(単数回答)

問5 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答 ください

・「認知症状への対応」(34.6%)が最も多く、次いで「日中の排泄」「外出の付き添い、送迎等」(ともに 17.5%)、「夜間の排泄」(17.1%)の順です。一方、「不安の感じていることは、特にない」は8.1%となっています。

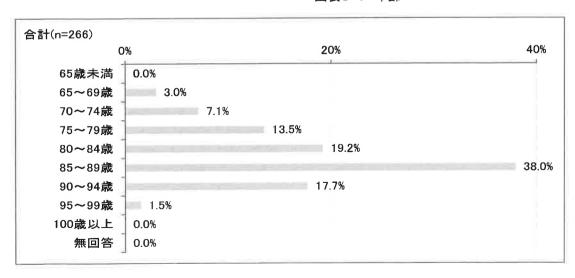


図表2-5 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護(複数回答)

3 要介護認定データ

① 年齢

• 「85~89 歳」(38.0%)が最も多く、次いで「80~84 歳」(19.2%)、「90~94 歳」(17.7%)の順です。

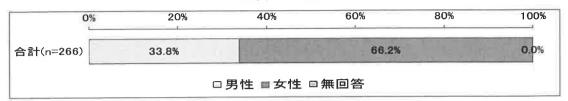


図表3-1 年齢

② 性別

・「男性」が33.8%、「女性」が66.2%となっています。

図表3-2 性別



③ 2次判定結果(要介護度)

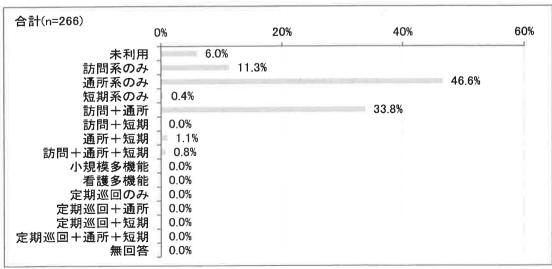
・「要介護 1」(50.4%)が最も多く、次いで「要介護 2」(30.5%)、「要介護 3」「要介護 4」(ともに 7.9%)「要介護 5」(3.4%)の順です。

合計(n=266) 40% 60% 0% 20% 非該当_認定 0.0% 要支援1 0.0% 要支援2 0.0% 50 4% 要介護1 30.5% 要介護2 要介護3 7.9% 要介護4 7.9% 要介護5 3.4% 再調査 0.0% 取消 0.0% なし 0.0% 無回答 0.0%

図表3-3 2次判定結果

④ サービス利用の組み合わせ

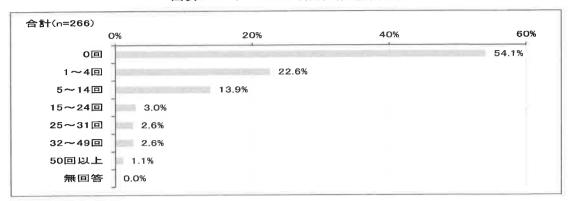
• 「通所系のみ」(46.6%)が最も多く、次いで「訪問+通所」(33.8%)、「訪問系のみ」(11.3%)の順です。一方、「未利用」は6.0%となっています。



図表3-4 サービス利用の組み合わせ

⑤訪問系サービスの合計利用回数

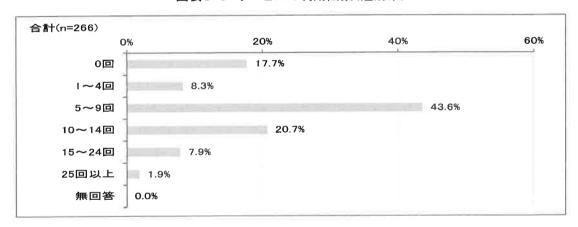
・「0回」(54.1%)が最も多く、次いで「1~4回」(22.6%)、「5~14回」(13.9%)の順です。



図表3-5 サービスの利用回数(訪問系)

⑥ 通所系サービスの合計利用回数

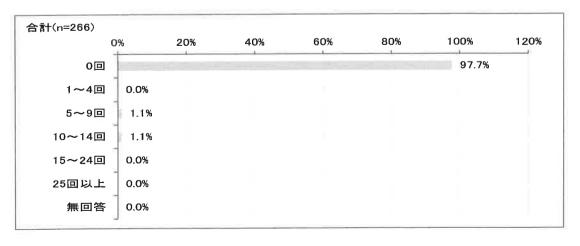
・「 $5\sim9$ 回」(43.6%)が最も多く、次いで「 $10\sim14$ 回」(20.7%)、「0回」(17.7%)、「 $1\sim4$ 回」(8.3%)、「 $15\sim24$ 回」(7.9%)の順です。



図表3-6 サービスの利用回数(通所系)

⑦ 短期系サービスの合計利用回数

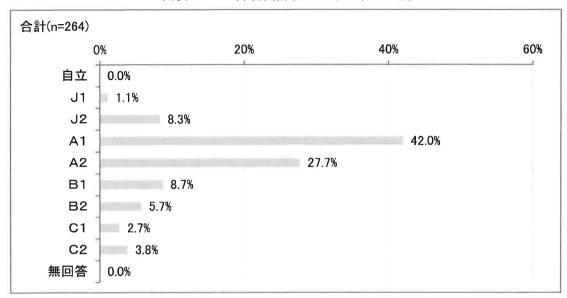
・「0回」(97.7%)が最も多く、次いで「5~9回」「10~14回」(ともに 1.1%)の順です。



図表3-7 サービスの利用回数(短期系)

⑧ 障害高齢者の日常生活自立度

・「A 1」(42.0%)が最も多く、次いで「A 2」(27.7%)、「B 1」(8.7%)、「J 2」(8.3%)の順です。



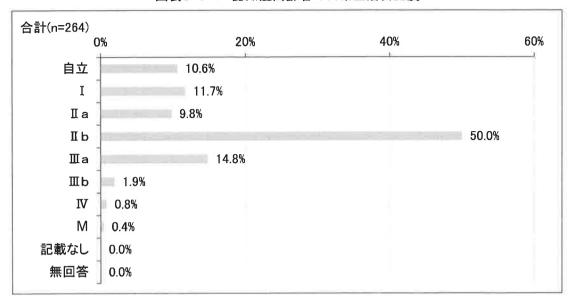
図表3-8-1 障害高齢者の日常生活自立度

図表3-8-2 障害高齢者の日常生活自立度判定基準

·		
生活自立	ランクコ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
- 準 寝 た き り	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝た	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 解除により車いすに移乗する
きり	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する1. 自力で寝返りをうつ2. 自力では寝返りもうてない

⑨ 認知症高齢者の日常生活自立度

・「Ⅱ b」(50.0%)が最も多く、次いで「Ⅲ a」(14.8%)、「Ⅰ」(11.7%)、「自立」(10.6%)、「Ⅱ a」(9.8%)の順です。



図表3-9-1 認知症高齢者の日常生活自立度

図表3-9-1 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内 及び社会的にほぼ自立している。	
П	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎 通の困難さが多少見られても、誰かが注意してい れば自立できる。	
IIa	家庭外で上記 II の状態がみられる。	たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管 理などそれまでできていたことにミスが目 立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者 との対応など一人で留守番ができない等
ш	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ша	日中を中心として上記皿の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、 徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始 末、不潔行為、性的異常行為等
шь	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢa に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎 通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とす る。	ランク皿に同じ
М	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾 患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神 症状や精神症状に起因する問題行動が継続 する等

五所川原市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定経過

(五所川原市高齢社会対策検討委員会開催状況)

- ◇ 第1回五所川原市高齢社会対策検討委員会 令和2年7月10日(金)
 - 1 地域包括支援センター運営状況について
 - 2 地域包括支援センター事業実施状況及び事業実施計画(案)について
 - 3 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所指定更新について
 - 4 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について ※策定スケジュール、骨子案等の検討
- ◇ 第2回五所川原市高齢社会対策検討委員会 令和2年10月9日(金)
 - 1 平成31年度認知症初期集中支援チーム活動実績報告について
 - 2 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について ※基本理念・基本方針、人口推計の検討
- ◇ 第3回五所川原市高齢社会対策検討委員会 令和2年11月13日(金)
 - 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について
 - 2 在宅介護実態調査結果について
 - 3 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について ※要介護認定者数の推計・給付費見込み等の検討
- ◇ 第4回五所川原市高齢社会対策検討委員会

令和3年1月20日(水)~27日(水)(書面開催)

- 1 認知症ケアパス (第4版) の発行について
- 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(追加)について
- 3 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について ※計画案の検討
- ◇ 第5回五所川原市高齢社会対策検討委員会 令和3年2月19日(金)
 - 1 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について ※計画案の検討
 - 2 老人福祉計画第7期介護保険事業計画主要項目進捗状況等について
 - 3 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所指定更新について
 - 4 ケアプラン点検について
- ◇ 第6回五所川原市高齢社会対策検討委員会 令和3年3月26日(金)
 - 1 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について ※計画案の承認

五所川原市高齡社会対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 老人福祉計画及び介護保険事業計画を作成するとともに、今後の本格的な高齢 社会に備え、五所川原市に生活する全ての高齢者が安心して生活をしていけるよう、 地域社会や高齢者の実態やニーズを十分に踏まえた対策を確立していくために必要な 事項の調査、審議のため、五所川原市高齢社会対策検討委員会(以下「委員会」とい う。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の調査、審議を行う。
 - (1) 老人福祉計画、介護保険事業計画案に関すること。
 - (2) 老人福祉計画、介護保険事業計画の実施状況に関すること。
 - (3) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
 - (4)地域密着型サービスの適正な運営に関すること。
 - (5) その他高齢者施策に関すること。

(組織)

- 第3条 委員の定員は、25人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、 又は任命した者をもって組織する。
 - (1) 保健・医療・福祉関係者
 - (2) 介護保険事業関係者
 - (3) 市議会の代表者
 - (4) 各種市民団体の代表者
 - (5) 学識経験者等
- 2 委員会に会長及び副会長1人を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福祉部介護福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

五所川原市高齢社会対策検討委員会委員名簿

令和3年1	$\Box \rightarrow \overline{z} \Box \rightarrow$	
22 A T T T		*-

区分	団体等の名称	氏 名 (敬称略)	備考
	西北五医師会	津川信彦	会長
	北五歯科医師会	田附良仁	
保健・	青森県薬剤師会西北五支部	寺 田 憲 司	
医療	青森県理学療法士会西北五支部	對 馬 浩 志	
· 福 祉	青森県社会福祉士会西北五支部	藤田智久	
関 係 者	青森県栄養士会五所川原地区会	山本夏子	
1	青森県看護協会西北五支部	圓 山 純 子	
	青森県介護支援専門員協会西北五支部	木谷牧子	
	五所川原市介護事業者連絡協議会	工藤文久	
介護	医療法人慈仁会尾野病院	尾 野 正	
護保険事業関係	西北五老人福祉協会	飛嶋献	
業関	五所川原市社会福祉協議会		
係者	西北五地区認知症高齢者グループホーム協会	乗田孝一	
	社会福祉法人すわん	葛 西 文 子	
市議会 代表者	五所川原市議会	木 村 慶 憲	
々	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会	三上勝則	
^台 種 市	五所川原市老人クラブ連合会	平山則雄	
各種市民団体代表者	五所川原市保健協力員協議会	成田啓子	
上代表 表 7	五所川原市シルバー人材センター	高橋 是清	
者 	認知症の人と家族の会青森県支部	八幡るり子	